

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議が成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（増田 清君） ここで報告の件があります。

3月1日に受理をいたしました陳情書についてであります。

全国青年司法書士協議会会長小山田泰彦氏より、改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書の送付がありましたので、その写しを配付してありますので、ご覧ください。

議第12号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 日程により、議第12号 指定金融機関の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

会計管理者兼出納室長（山崎智幸君） おはようございます。

それでは、議第12号 指定金融機関の指定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の8ページをお開きください。

地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、次の金融機関を指定し、下田市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるものとするのでございます。

指定機関の名称は、伊豆太陽農業協同組合です。

所在地は、静岡県下田市東本郷一丁目12番8号でございます。

指定の期間は、平成22年7月1日から平成24年6月30日まででございます。

なお、提案の理由は、現在、指定金融機関としております三島信用金庫が平成22年6月30日をもちまして指定の期間が満了となりますので、平成22年7月1日から平成24年6月30日までの2年間、指定金融機関として指定するためでございます。

なお、条例改正関係等説明資料の13ページから14ページに、これまでの指定金融機関の指定状況について添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番。

9番（増田榮策君） 指定金融機関の指定でございますけれども、下田市の公金を扱う事務を取り扱うというものであります。今までの指定金融機関の指定状況を見ますと、過去の例ですと、大体、市内の金融機関がローテーションでやっていたような記憶がございますが、農協という金融機関には違いありませんけれども、本来、農協というのは組合員を対象とした営農指導が主で、もちろんこれは金融機関としての届け出、そういうものはちゃんと登録のものは承知しておりますが、組合員の営農指導ということで、例えばお金を借りる場合は、組合員の資格を取って、準組合になってお金を借りるとか、そういう規則になっているようですが、なぜこの農協が選ばれたのか、まず第1点お伺いいたします。

次は、例えば下田市の基金、これは約22ぐらい基金があるわけでございますが、この基金の状況を見ますと、約13億円からの基金の積み立てがあると思っておりますが、この基金の積み立ては現在、監査の報告書等を見ますと、一番大きいものは国保関係で、介護給付金の準備金、それから療養貸付金、これは三島信金、それから国保の支払準備金、静岡中央銀行と、こういうふうなことはなっていますが、この基金の運用を市中での銀行にしていながら、農協になるというのはちょっとおかしいなと。それなら、県の信漁連とか労金とか、そういうものも対象になるのか、その辺のところお伺いいたします。

議長（増田 清君） 会計管理者。

会計管理者兼出納室長（山崎智幸君） まず最初の、農協がどうして指定金融機関になったかということでございますけれども、確かに議員さん申されましたように、農業協同組合法第10条の規定がございまして、これが昭和29年の改正により、預金の受け入れ業務については、地方公共団体のような非営利法人についてはこれを組合員とみなす旨の改正がなされました。さらに、昭和48年の改正により、金融業務の範囲が拡大されたものです。

なお、伊豆太陽農業協同組合は、平成2年の下田市郡内農協が合併したため預金量が増大し、利用分量の制限を超え、指定金融機関として指定条件をクリアされておりますといったことが第1条件でございます。

次に、基金の運用でございますけれども、確かに今現在、指定金融機関としては静岡銀行、スルガ銀行、静岡中央銀行、三島信用金庫がございます。それに今回、伊豆太陽農業協同組

合が加盟して、今回の指定しようというものでございますが、そのほかに収納代理金融機関として、先ほど申しました静岡県の労働金庫、また、静岡県信用漁業協同組合連合会の2つがございます。しかし、現在、市の指定金融機関とする場合には、金融機関のほうから市のほうにお願いというか、そういう文書をいただいております。それで、それを検討しまして政策会議と、それによって今回の決定にしたものでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） そうしますと、あれですか、現在、基金とか、そういうものを預かっている市中の金融機関からは応募というのはなかったんですか。農協だけだったんでしょうか、その辺をはっきりお願いいたします。

議長（増田 清君） 会計管理者。

会計管理者兼出納室長（山崎智幸君） 今回、輪番でいきますと、この前も申し上げましたように、静岡銀行さんでございます。ところが、静岡銀行さんは、ちょっと条件等の関係が合わなかったもので、辞退されました。そういうことがありましたものですから、その次のがスルガ銀行さん、それと静岡中央銀行さん、この2カ所に当たったわけなんですけれども、条件つきで、スルガ銀行さんにつきましては1年物でしたらできるということです。そして、その次の静岡中央銀行さんについては、ほかのところがなくでどうしようもないときにはやりますけれども、どこかほかを探していただけないでしょうかというようなことがありまして、農協さん等にもお話をしましたところ、快く、もしそういうことなら、議会のほうで議決されればお受けしますという了解を得ましたものですから、このようなことになった状況でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 9番、3回目です。

9番（増田榮策君） 全くそういうことだと、私は基金を預ける金融機関と、要するに下田市の信頼というのがないと思うんですよ、はっきり言って。そうでしょう。その断られた理由というのは、一体何ですか。それをまず教えてください。

それと、やはり基金を預けるといのは、我々が金融機関を信頼して預けるわけでしょう。そうすると、それだけのやはり預けているところの信用がないところに断られたなんていうのは、これ前代未聞じゃないですかね、本当に。だからといって、伊豆下田農協にお願いしますというようなものじゃ、これはちょっと下田市の信頼が足りないと思うんですよ。だか

ら、もうその辺の断られた理由は何ですか、その辺をはっきりしてくださいよ。

議長（増田 清君） 会計管理者。

会計管理者兼出納室長（山崎智幸君） 断られた理由なんですけれども、要するに手数料の関係でございまして、現在、貸し付け手数料が年間100万円で行っております。それが貸し付け手数料が年間200万円ということと、口座振替手数料が1件当たり10円のところが20円です。それで、窓口収納手数料がゼロのところが30円という条件を出してきたわけなんです。それで、今回、静岡県内の状況を見ますと、派遣手数料は県内でどこも100万円で行っております。それを倍にしてきたということは、下田がこれをまず最初にやりますと、ほかの市町村にもその金額になるという可能性があるものですから、これは受けられないということになったことでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 1点だけお尋ねをします。

農協が合併されてその体制が整ったと、こういうお話を聞いたわけなんですけれども、かつての経験ですと、口座振替あるいは納付をいたしますと、1日ないし2日ぐらい遅れて金融機関、市のほうに入ってくるというような事情があったケースもあろうかと思いますが、それらの点は現在、農協におかれてはどのようになっているのかと。当日、収納したという形できっちり処理ができるかという点の確認だけ1点させていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 会計管理者。

会計管理者兼出納室長（山崎智幸君） 通常、金融機関におかれては、3営業日ぐらいでみんなこちらに入ってくるようになっております。ですから、農協も同等と考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 再度確認しますけれども、納税した市民が、納めたのに市に入っていないというような事情は生じないという返事をいただいたということでよろしいですね。

議長（増田 清君） 会計管理者。

会計管理者兼出納室長（山崎智幸君） はい、そのとおりです。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第12号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第13号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第13号 下田市歴史的建造物保存条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） それでは、議第13号についてご説明申し上げます。

議案件名簿の9ページ、10ページをお願いいたします。

議第13号 下田市歴史的建造物保存条例を廃止する条例の制定について。

下田市歴史的建造物保存条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由につきましては、下田市景観まちづくり条例の施行に伴い、下田市歴史的建造物保存条例に基づき指定された建造物を、下田市景観まちづくり条例に基づく下田登録まち遺産とし、その保全と活用を図るためでございます。

条例本文10ページをお願いいたします。

下田市歴史的建造物保存条例を廃止する条例。

下田市歴史的建造物保存条例（昭和60年下田市条例第2号）は、廃止する。

附則におきましては、1として、下田市景観まちづくり条例の施行日に合わせまして、平成22年7月1日から施行するものでございます。

2として、この条例の施行の際、下田市歴史的建造物保存条例に基づく指定を受けていた歴史的建造物、現在13件ございますが、これを下田市景観まちづくり条例（平成21年下田市条例第17号）の規定による手続を経て登録された下田登録まち遺産とするものでございます。

これによりまして、下田市歴史的建造物として指定されている建造物は、新たに下田登録まち遺産となりまして、観光の発展に寄与するためにとどまらず、広く景観形成まちづくりの中に位置づけられていくこととなります。

以上、簡単でございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 下田市歴史的建造物保存条例では、修繕等に係る補助金の規定がたしかあって、100万円を限度に2分の1ですかね。下田市景観まちづくり条例には、たしかそういうものは私の記憶ではなかったというふうに記憶しているんですが、保存のための補助金制度についてはどんなふうなことになっているんでしょうか。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 私のほうの景観条例のほうの関係になってきますので、私のほうから答えさせていただきますけれども、後ほどまた基金条例の中でも出てきますけれども、制度要綱の中でそういった定め、助成制度を定めております。その中で、今の200万円上限の部分が100万円の部分と400万円の部分というふうに分かれた助成制度になりますけれども、そういった制度を私どものほうで予定しております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 中身がわからぬので……、このところはここで景観まちづくり助成金交付金のところで議論をするしかないんですが、保存条例で指定されている建物にとって、景観まちづくり条例のほうで保存がしやすいのかどうか。つまり、ルールが多分違うんじゃないかと思うんですよね。理念が違う以上、景観でやる観点と歴史的建造物を保存するという観点が、それはおのずから違うと思うんだけど、それはどこがどう違って、違ってなぜ問題がないのか。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 歴史的建造物保存条例の内容が手元にありますけれども、この中で目的が観光課の所管ということで、当然、観光の発展に寄与するためということで、主になまこ壁等を中心として保存することによって観光の発展に寄与するというようなことで目的としてあったわけです。この中で、歴史的建造物の定義がございます。「下田市固有の風土の中で歴史性を保ち、かつ、周囲の自然及び町並みと調和する建造物をいう」ということで、言葉こそ違いますが、景観条例のほうの内容とほぼ一致するんだらうと。ただ、目的が、歴史的建造物保存条例につきましては観光を主としていたということで、今回の12月の景観条例の中ではそれをもっと大きく含んだものということで、そういう意味でその中に吸収されていくと、移行していくという考えをしております。

以上です。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 建設課サイドの答弁になりますけれども、先ほど観光課長が答弁されましたようなことはほとんど意味が同じなのかなと。ただ、入り口の部分で、観光サイドという入り口の部分が、私どものほうは景観サイドの中で、またそれが将来的には観光にもつながっていくというふうには見ていますけれども、景観、風景といいますが、そういった部分の中での意味合いは微妙にずれてくる部分がありますけれども、内容的には観光課長の答弁でよろしいのかなというふうに思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

9番。

9番（増田榮策君） 下田登録まち遺産、今度、歴史的建造物がまち遺産に変わるわけですよ。これはあれですか、地域ごとに今まで歴史建造物のあった場所は、みんなまち遺産に入りますか。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） まず、基本的には、現在の歴史的建造物の登録されている部分からまず移行しますと、その部分が今回の廃止のほうの条例でございます。新たに、さらにこれから、7月1日からなんですけれども、皆様に、一般市民に募集をかけます。ですので、皆さんがそれぞれ自分はこの地区のまち遺産だと思えば、その風景にしる建物にしる、いろんなものを募集をしていただくと。その中で、これから認定まち遺産、登録まち遺産という形で順次定めていきたいと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 1点だけちょっと疑問点があるんですが、過去に下田市の横川の太梅寺の先にある蔵が歴史的建造物としてお金が出ています。あれがまち遺産になるのかといたら、私は疑問なんですけれどもね。まちづくりの中でまち遺産になるというのは、私は賛成なんですよ。でも、これを、歴史建造物そのものをまち遺産に移行するというのは、ちょっとそぐわないんじゃないかなと思うんですが、その点いかがですか。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 基本的には、登録まち遺産の要件を何点かそろえています。今の

歴史的建造物につきましては、基本的にはそれだけ皆様方の下田の大事な部分という部分でとらえていますので、それらの具体的にいいますと、地域を象徴しているもの、その中で幾つかまた項目があるんですけれども、まずクリアしなければいけないのは地域を象徴しているもの、下田らしいもの、誇りに思うもの、継承すべきものという4つの大きな項目があります。その中に細かい区分があるんですが、その4つはすべてクリアしなければいけないということです、それらが全部クリアされているというふうには理解します。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

建設課長（井出秀成君） 横川の建物につきましても、そのように理解をしております。

議長（増田 清君） 9番、3回目です。

9番（増田榮策君） 要するに、まちづくりにおいてまち遺産として登録するものは、私はこれはいいと思うんですよね。歴史建造物は歴史建造物なんですよ。はっきり言って、歴史建造物なんですよ。お寺から神社から、蔵とか古い建物、明治・大正の建物、そういうんだと思うんですよね。だから、その辺で、やはりこれはなまこ壁だけのものではなくて、かなり範囲が、要するに歴史的に古い建物、それからあと建設されたもの、建築関係のもの、もうあらゆるものが入ると思うんですよね。ですけれども、これを条例でまちづくりだけに当てはめていくのは、ちょっと無理があるんじゃないのかなという気がするんですが、やはり持ち主のね。幾ら市がそれを指定しても、要するに持ち主の考え方ですよ。これはどのようにしてあれですか、説得していくんですか。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 基本的には今回の移行につきましては、当然に観光交流課と建設課が同席しまして、所有者に下田市では政策的に現在このようなことを考えているけれどもいかがなものでしょうかということをご説明申し上げて、理解された中で移行の手続を踏まれていると、そのようなことでございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第13号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

議第14号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第14号 下田市地域子育て支援センター条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） それでは、議第14号 下田市地域子育て支援センター条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の11ページをお開きください。

議第14号、議題は下田市地域子育て支援センター条例の制定についてでございます。

下田市地域子育て支援センター条例を別紙のとおり制定するものです。

提案理由は、下田市地域子育て支援センターを設置及び管理するためです。

地方自治法第244条の2の規定により、設置及び管理に関する事項を条例で定めるものです。

条例案は、次のページになっております。お願いします。

説明のほうは、説明資料の逐条解説でやっていきたいと思っております。説明資料の15ページをお開きください。

下田市地域子育て支援センター条例の逐条解説です。

二重線のけい線の部分が条例案、太い点線のけい線のものが施行規則の案の場所となっております。けい線がないところが解説です。

それでは、説明させていただきます。

第1条は、設置です。下田市地域子育て支援センターの設置目的を明確にするための規定です。

第2条です。名称及び位置の規定です。名称を「下田市地域子育て支援センター」、位置は「下田市敷根761番地」です。

第3条です。事業となっております。1号に子育てに関する各種相談、センターに来所した者と面接し、または電話による照会を受けて、子育てに関する各種の相談に対応し、指導及び助言を与えることです。

2号に規定していますのは、子育て広場の開設です。センターの保育室及び遊具を児童及びその保護者等の自由な利用に供することにより、子育てに関する情報交換の場を提供することです。

3号です。子育てに関する啓発活動、子育てに関する情報をインターネット等を通じ提供

し、または子育てに関する講座を開設することになっています。

4号です。前の3つの号に掲げるほかに、市長が必要と認める事業。いろんなニーズがあると思います。そのいろんなニーズに迅速に対応するために、ここの条項を設けております。

第4条です。開設時間です。センターの開設時間及び休館日は、規則のほうに委任させてもらっています。

下の太い点線を見てください。これは、施行規則の案の抜粋です。

開館時間は、午前9時から午後3時半、午前中2時間半、9時から11時半で、午後1時から3時半ということで2時間半、1日5時間の開館としたいと思っています。

休館日です。休館日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、それから12月29日から翌年の1月3日までの年末年始の休みが休館日となります。

第5条が、使用対象者の規定です。原則的に市内に居住する就学前の児童及びその保護者ということで規定をしてございます。また、ボランティアの団体等が使用することを可能といたしました。この場合は、あらかじめ利用団体として市長の認定を受けることが条件になります。

下の太線の欄に施行規則の抜粋がございます。認定申請書を出していただいて、認定をします。3項のほうで、取り消しの規定も設けてございます。

認定を受けた者は、使用の許可申請のときに認定番号を付すような格好としたいと思っています。

第6条、使用料です。使用料は、無料といたします。

第7条は、使用の制限です。伝染性の疾患の患者、他人に危害、迷惑を与えるおそれのある者またはおそれのある物品を所持している者、もしくは動物、身体障害者補助犬、盲導犬とか、そういう介助犬は除きますと。そういう動物を連れている人は遠慮してくださいということです。また、営利目的の利用は、これもお断りするということになります。

第8条です。使用の許可、5条で団体が使用するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならないということです。また、許可事項を変更するときも、同様とします。それで、市長は、許可のときに条件をつけることができるという規定です。

施行規則の案がございます。第7条で、1週間前までに許可を受けなさいという規則になります。先ほど申したとおり、申請書には認定番号を書いて申請します。許可をする場合は、許可証を出すというふうになります。

第8条で、団体が使用するの普通の休館日の利用を想定しておりますもので、休館日の

場合は午前9時から午後5時まで、この間に利用してくださいということになります。それで、下田市市民スポーツセンター、ここに休日休館日の場合のかぎの管理、使用後の施錠の確認とかを委託するつもりでありますので、市民スポーツセンターが休館のときには貸し出しはしませんという規定となっています。

第9条は、損害賠償の義務の規定でございます。

第10条です。細かい規定につきましては、規則のほうに委任するということで、規則、関係する抜粋を今回つけさせていただきました。

附則でございます。この条例は、平成22年4月1日から施行します。

大変簡単ですけれども、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番。

9番（増田榮策君） ちょっと二、三点お聞きいたしますけれども、これセンターの子育ての現場の責任者というのはどなたになるのか、まず教えてください。

それからあと、これは親がこの子育てセンターに行って、そこを使っていいのか、悪いのか、そういうことがあるのか。それから、親が預けて、そのまま時間内まで見てもらうのか、その辺のところはちょっとよくわからないものですから、その辺はどうなっているのか、教えてもらいたいんですけれども。

それから、センターを使用することができるボランティア団体等の使用を可能にしたというんですけれども、これは今、認定団体というのはどういうところが具体的にありますか。その具体的な団体の実績とか、そういうものは関係ないのか、教えていただきたいんですが。

それと、使用の制限の中で、伝染性の疾患を有する者と認められる者は、センターの使用を拒否するというんですが、実際に私の身内で保育園、幼稚園に通っているのがありますけれども、これはほとんど風邪引いてくるのが、せきをしながら来るのがほとんどですよね。こういうのが実際に拒否することができるのかなというのが、僕は本当に疑問に思っているんですけれども、これはできないんじゃないかなと。毎日、あなたせきしていますか、風邪引いていますか、熱ありますか、これやっていたって、親は絶対大丈夫ですと言いますよ。これはなかなかできないんですよ。ですから、先ほど私が聞いたのは、現場の責任者はどなたになるんですかと。その責任者の権限の範囲においてやるのか、また、この使用の制

限はもうしゃくし定規で、絶対そうだよと、こういうものでやるのかということをはっきり明確に教えていただきたい。

それと、下田市地域子育て支援センター、これを使った場合に、これは損害賠償義務というのがありますよね、9条。この9条によると、施設の設備を汚損し、損傷し、または滅失した者は、市長の指示するところにより原状に回復して、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたら、その限りでない。損害賠償の規定のこの義務なんですけれども、これは親にやるんですか、子供にやるんですか。子供の過失を親に転嫁するものですか、この辺をちょっと解説お願いします。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 責任者でございます。体制的には保育士正職が1名、それと臨時職員の保育士が1名、それと管理、受付業務とか、そういうのを振興公社のほうに委託したいと思い、3人体制で今計画しております。ですから、責任者は保育士となります。正職になります。

子育て支援センターでございます。基本的には預かる施設ではございません。親が子供を連れてきて、一緒にいて、それで情報交換をする、それで子育ての不安を解消する。ですから、親同士が集まって情報交換をして、そういう中から情報を得て、子育ての不安を解消する。それから、センターとして情報を提供していく、そういう施設ですので、保育園とは違いまして、預かるというものじゃございません。将来的には、一時預かりみたいなものやっしていきたいと思って、計画はしていますけれども、今の段階ではそういう集う場所を提供するというものです。

ボランティアです。ボランティアはまだ認定をしてございません。想定しているのは、子育て支援ネットワークというのがございます。子育てのそういうことをやっている団体に貸していきたいと思っています。ですけれども、保育室があつて、はっきり言って、机もございません。ですから、普通の会議とか、そういうものに使えない。いすは10脚ほど買いますけれども、それは会議に使うような施設じゃございません。ですから、子供が集まって何かをしようという、例えば読み聞かせをやるとか、そういうことには使えるとは思いますが、でも。ですから、団体はほとんど限られていると思います。

それと、伝染病ですが、お金をもらって、無料でやる。ですから、なくべく風邪であっても、ひどかったら遠慮してもらいたいとは思っています。それは、やっぱりその責任者がその場でどうですかと聞いてもらって、無理やり拒否することでできるということですから、

柔軟には対応したいと思っていますけれども、それは難しいと思いますけれども、なるべく来たからうつたというふうにならないようなことにしたいと思っています。

9条です。難しいご質問でございますけれども、親と子は必ずセットになっています。ですから、単独で来ることはございません。ですから、共同責任ということになりますと思いますけれども、そのために保護者ですね。使用できるものの中で、子供と保護者、保護者は児童福祉法の中の、ですから、親権等を持って現に監護しているものという規定ですので、子供がやったことは親、両方同じことだと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） それじゃあ、もう1点確認しますけれども、保育士があれですか、ローテーションでやるということは、保育士の空白というのはいないわけですよ、確認しておきますけれども。だから、ボランティアとか、はっきり言って、臨時雇用とかって、そういう者が保育士の穴を埋めるということはないわけですよ、大丈夫ですか。

〔発言する者あり〕

9番（増田榮策君） じゃあ、それでいいです。

それともう一つは、私は9条の損害賠償というのは、やはり壊れるようなものをあてがって、簡単に壊れるようなものをあてがって遊ばせるというのはあれなんだと思うんですよ。子供が使って、親子で使って壊れるなんていうものは、やっぱりあてがうべきじゃないんだと思うんですよ。ただ、重大な過失、これを認めたときは損害賠償するというのは、これは当然だと思うんですけども、この条項はちょっと余りにも短絡過ぎるんじゃないかなと、こう思うんですけども、改善の余地があるんじゃないかな。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 中身は、基本的に遊具があるだけでございます。それで、駐車場がありますので、その辺のことを想定します。ですから、中で遊ばせて壊れるようなものを置くわけにはいかないものですから、そんな簡単に壊れるものはないです。ですけども、外に一応車どめしてありますけれども、車がかなり、第三保育所をやっている段階でも十何台とまっていますので、その辺で何かあるかという気はしています。ですから、ないとやっぱりまずいような気がします。申しわけないです。

議長（増田 清君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 下田市の地域子育て支援センターは、大変市民に望まれてできたものだと思いますし、単に市民が望んでいるだけではないと思うわけです。具体的に、南伊豆町や河津町に子育て支援事業があるのか、あるいは支援センターがあるのか、まず第1点お尋ねをしたい。

この施設は、子育ての母親や子供たちに開放すると、この精神がまずなければならないと思うわけです。市民文化会館やプールや体育館が、下田市民でなければ使わせないというような、こんな規定がありますか。第5条の「センターを使用することができる者は、市内に居住する就学前の児童」だと、下田市民だけだと、こう区切っているわけですね。子育ての情報は、子育てをするお母さん方の情報が下田市民だけに限っていることはないと思うわけです。白浜のほうに住んでいる方は、河津の方とも交流するでしょう、吉佐美のほうに住んでいる人は南伊豆の人とも交流するでしょう。根本的にこの条例をつくる精神が間違っている。つくり変えなきゃならないような条例である、こう言わなければならないと思うわけです。まず1点、どうですか、その精神は。

しかも、おふるや、各河津町や南伊豆町の施設は、お互いに使い合おうというような協定まで結んでいるでしょう。そういう精神に全く反している条例だ。議論に値しない条例だと、こう言わなければならないと思いますが、いかがですか。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） やっぱり、市内の利用も考えなかったわけではございません。今、第三保育園でやっています24畳ぐらいで。今回つくったのは、大体40畳程度ですね。ですから、今、第三では市外が来ていないと思います。この段階で門戸を広げますと、今の施設が多分パンクすると思います。ですから、施設に大体25組から26組ぐらいの親子が来ております、第三のほうへは。ですから50人。この40畳のスペースで、これ以上の人が来たら多分パンクするじゃないか。そういうことで、とりあえず市内の者というふうな規定をしました。

それで、どうしてもしょうがない場合には、ただし書きがあえて設けてございますので、そちらのほうで対応はできないことはないんですけども、今の114平米の施設の中で、よその子供が来た場合、市内の子供を断らなきゃならないようなケースが出てくるような気がしますので、とりあえず市内の者というふうな規定にさせていただきました。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） この施設は、利用者の規模に対して小さいので制限をするんだと。子

育ての精神と違うでしょう、それは状況は。そもそもサービスを制限しようというような考え方自身がおかしいんじゃないですか、所長。

それはですね、いろんな形での提供の仕方があると思うわけです。第三でやっていて、大変大きくなるという形の中では、いろんな工夫をそこでして対応してきたと思うわけです。はなから同じように来るか、来ないか、まだわかりもしないものを、施設が小さいんだと。こういうのであれば、施設を建てるそのものの根本的な考え方が間違っているということになるんじゃないですか。容量、受け入れられるような施設をつくらなかったということから言っているということになるわけだよ。そんな論理の立て方はないでしょう、議論の立て方は。その点は何回言っても、見解が違うということになるでしょうから、ここでとどめますけれども、要望としては、これは基本的に改めると、間違い条例だと。

そこの多く来て困るということの部分は、運用の中でそういうものに対応できるような工夫をすべきであって、施設の規模があるから制限をするというような姿勢では、福祉のモウの考え方の観点に立っていないと、こう指摘をまずさせていただきたい。

しかも、この施設は、基本的にお母さん方が自ら使うという施設だと思うんです。しかし、単なる施設があればいいのではなくて、それにお手伝いをするセンター長なり、臨時のボランティアの方を含めて応援してくれると、こういう施設だと思うんです趣旨が、俗に言えば。ですから、そういうことの受け入れになっているかということになりますと、先ほど増田議員も指摘をされましたけれども、ボランティアの登録団体、1週間前に登録しなければ使わせない。こんなのも、実態に全く合っていないでしょう。

お母さん方の子育ては、零歳から3歳ぐらいですから、県の職員等は異動があるわけですから、1年も2年も一緒のグループということはありません。長くてもせいぜい12カ月、あるいは6カ月、3カ月という単位で、お母さん方はグループをつくるわけです。特定の、それこそ特定のグループでなければ認定が受けられないというような、狭める運用の仕方は、僕は全くこれまた間違っていると思うわけです。

現場へ行って、受付簿なり何なりがあって、そこに使いたいという申請があれば、それで使ってくださいと、こういうシステムにすべきであってですね。何か福祉事務所のほうできちり団体としてチェックしなければ、使わせることが心配だと、こういうような観点で運営すべき施設ではないのではないかと、こう思うわけです。じゃあ、具体的に、ボランティア団体の条件というのはどういうものなのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） ボランティアで参加するのは、それはこの条項には該当しないと思っています。これは、あくまで施設の貸し出しを想定しております。

〔発言する者あり〕

福祉事務所長（清水裕三君） 認定は、先に認定をとってもらって、施設を貸し出すために1週間前という制限をつけようと思っています。

認定の基準ですけれども、そういう子育ての支援に関する事業をやっているかどうか。設立年月日とか、活動目的の内容だとか、会員数、予算等、そういうことを審査して認定をしたいと思います。例えば、広場をやっているときに、ボランティアで参加するのを規制するというわけでもありません、これは。あくまで施設を貸し出す。ですから、そのときに保育士、うちのほうの職員はだれもないものですから、一応の制限をかけております。ですから、ボランティアで、例えば本当に保育所がやっているときに来るなという話ではございません。普通的时候には、ただ入口でから、名簿に書き込んでもらうだけです。ですから、休館日に貸し出すことを想定した規制です、これは。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） そういった土曜日、日曜日、振興公社ということになれば、月曜日が休みということになると思うわけです。土曜日、日曜日にお母さん方がそこを利用したいという人が当然出てくると思うわけです。結局、このセンター、保育士さんたちがお母さんたちを迎えて、センターで保育するということは、グループをつくっていくという指導するわけです、状況は。そういう指導もするわけなんです。お母さん方のグループを、団体をつくっていく。あるいは、例えばお母さん方で子供たちのため人形劇をやろうとか、劇をつくって自分ちでやろうとかっていうようなことをやるわけですね。

そうしますと、ここで育てられたグループが、自ら土曜日や日曜日に使いたいということはお出てくるわけです、状況が。それがですね、認定団体として登録していなければ使えないなんていうような、こんな規定を設けること自身がおかしいでしょう。土曜日、日曜日、使えない。認定団体は、1週間前に登録しなけりゃ。しかも、そういうグループというのは、できては壊れ、できては壊れという、こういう事情にあるわけです。

そういう利用実態から考えますと、ちゃんとした認定団体でなければ使わせないというふうなことではなくて、どこのどなたが責任者になって使うんだと、そういう信用といいますか、ことさえわかれば、自由にお使いくださいという施設ではないかと、こう思うわけです。ですから、この利用団体の認定についても、要らない規定じゃないですかこれ、

逆に……と思いますけれども、いかがですか。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 一応適正な使用するには、やはり認定して、使用申請が出たときに、すぐに決定できるようなほうにしたほうがいいという意見でもって、こういうふう
にいたしました。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

5 番。

5 番（鈴木 敬君） これを見ていて、何かよくわからなくなってきたんですけれども、これは基本的にはどのような使い方をされるんですか。ふだんはお母さんと子供が来て、それぞれその場で遊びながら、お母さん同士が情報交換するとかという話をちょっと聞いたんですけれども、特にあれですね、休館日の規定なんですけれども、普通、就学前の子供たちというのは、保育園なり幼稚園なりにみんな預けられていますよね。そこで遊んだり、幼児教育を受けたりとかしていますよね。

それで、むしろお母さんたちが、そのようなお母さん同士の交流を図ったりどうのこうのするんだったら、土曜、日曜、そのときに来てというふうなほうが主になるんじゃないのか。普通のウィークデーというのはみんなそれぞれ、特に9時から3時半というのは、そういう保育園なり幼稚園なりに預けているんじゃないかと思うんですけれども、それとは違ったようなことを考えているのかどうなのか、ちょっとそこら辺がよくわからないので、そこら辺どういうふうな人たちを対象にしているのか、どういうふうな使わせ方をさせようとしているのか、もう一度ちょっと説明していただけますか。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 支援センター、基本的に今、第三保育園でやっているわけなんですけれども、集まってくる子供は大体3カ月から2歳、要するに保育園にも行かない子供たちです。ですから、かなり25組から26組ぐらいの毎回参加がありますし、週2回第三保育園で、週1回、中公民館でやっておるわけなんですけれども、中公民館のほうは十五、六組しか、狭いものですから来ないんですけれども、基本的には零歳、2カ月ぐらいから2歳の子供が多い。それで、要するに保育園に行く前の、そういう子供たちが集まってきております。その中で、お母さんたちが集まることによって、子育てに関する情報交換をしているというような、そういう場を与えるというのがこの支援センターです。

これから動き出したら、またいろんな 活用とか、そういうこともっております。そ

ういう 型の情報提供もしていくようになりますけれども、これは基本的には広場に来てもらって、お母さんたちの情報交換の場を提供する。その場では、いろんな情報をこちらからも提供するというような施設です。ですから、保育園と違って、預かる施設ではございません。来て、そういう場を提供するという施設です。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 第5条は、「就学前の児童及びその保護者」と書いてありますね。就学前ということは、6歳ぐらいまで想定しますよね、そうですね。今言った主にゼロ歳から2歳まで、保育園にも行っていないというようなのを主に対象にするんだと言っていますが、子供たち全体、就学児童までの中でそういう子供たちが何%ぐらいいるんですか。しかも、むしろ今、ゼロ歳児から預かってもらいたいというような要望のほうが多くなっている保育園……

〔発言する者あり〕

5番（鈴木 敬君） 違う、違う、そうじゃなくて、保育園なんかに子供たちを預かってもらいたいというような要望のほうが多くなっているというようなことだと僕は理解していたんですけども、どの程度ゼロ歳から2歳までで保育園にも入れない、そういう幼児施設に預けていないのがどの程度のパーセントいるのか、ちょっとわからない。そういうふうなところが主な使用対象だというようなことだと、何かすごく矛盾、この施設が必要なのかな、逆に考えてしまったりすることがあります。

それとまた、休館日がちょっと多過ぎますよね。土日、休日、年末年始、下田みたいなこういうふうな観光とか等々に従事している者が多いようなところで、お休みもそれぞれみんな違ってきたりするようなところで、土日、休日、祭日は休みですというふうなことでもいいのかどうなのかというふうにちょっと思ったりするんですけども、本当にそれが母親たちの実態と合っているのかどうなのか。母親たちだって結構それぞれ仕事したり、何だかんだしたりしていますよね。そういうところに日常的に行って子供と遊べるような、そういう状況の母親というのはそんなにもいないと思うんですけども、そこら辺の母親たちの実態どこまで考慮してこのような休館日を設定しているのか、もう一回ちょっとお聞かせください。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 何回もあれですけども、基本的に預かる施設ではないわけです。それと、先ほど言った、統計的に見て今、零歳から2歳が多い。それで、保育園に入るには、要するに保育に欠けなきゃならないということで、保育に欠けていないと保育園に

入れないわけですね。ですから、そういう子供も遊びに来てもらっても構わないわけです。統計的に見て、今、零歳から2歳が多いです。それで、実際に今25組から26組のお母さんたちが子供を連れて来ております。親子で50人ぐらいの、第三保育園でやっている施設には来ます。

毎日じゃなくて、週3日です。ですから、それも午前中だけですので、これが今度センター型の5日型という、要するに土日はやらない施設で今回補助金をもらってやることになっております。ですから、職員が多くいれば、週7日型というのものもあるわけですが、それはちょっとできないもので、今回5日型、ウィークデーだけやる。ですから、情報交換する場所を提供するという施設ですので、基本的に預かるというわけじゃないものから、その辺で、要するに仕事のないお母さんたちが来るということですので、土日をやる必要はないような気がします。

以上です。

議長（増田 清君） いいですか。

5番、3回目です。

5番（鈴木 敬君） 説明聞いたんですけども、何かわかったような、わからないような。要するに、使い勝手をよくしてほしいというようなことが僕の言っているあれですので、そういうふうな意味で、もし改善するということがあれば改善をお願いします。

以上です。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

8番。

8番（土屋 忍君） ちょっと1点だけ確認ということでしたんですけども、今までは第三保育所でいろんな遊び場とか、いろんな事業をやっていて、第三保育所で保育とごちゃまぜになっていて、大変保育のほうがかまうまいかないというのでこちらに移るというようなことで、大変いいことで、素晴らしいことだと思うんですけども、1点だけちょっと確認なんですけれども、休館日に使用できる団体という規定があるんですけども、団体のところで使う場合の管理体制というんですか、当然この休日には保育士さんとか臨時の方とかいないわけなんですけれども、団体の場合はすべてあれでしょうか、団体の責任者がすべてその時間帯は責任を持つということ、一切役所の人というんですか、だれもいなくなるということなんでしょうか、その辺だけちょっと教えてください。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 3人で回していくわけで、土日に職員を出すと回っていかなくなりしますので、基本的にはうちのほうの職員はいない、貸し出すだけ。それで、かぎの管理は振興公社にお願いしたい。許可証を持ってきた団体には、振興公社からかぎを貸してもらって、それで終わった段階で振興公社のほうで施錠、あと火の始末とか、そういうことを確認してもらいたい。ですから、その間は事務室はかぎをあけます。ですから、借りたほうの団体で責任持ってやってもらう、そういうことになります。ですので、認定した、そういう団体をお願いしたいということで、認定団体というスタイルをとらせてもらっています。

議長（増田 清君） いいですか。

8番。

8番（土屋 忍君） もう1点だけ、下田市民スポーツセンターの休館日にはそういうことで、かぎの開け閉めも何も、あと最後の点検もできないということで使用ができないというふうになっていると思うんですけども、スポーツセンターの休館日というのはいつですか、僕も知らないもので、ちょっと教えてください。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 基本的には月曜日ですから、この規定を設けても、今のところ年末年始にひっかかるかどうかというだけです。あとは、月曜日はうちのほうの職員がいますし、この規定が該当するところはないかもしれないですけども、たまたま向こうが休館にする可能性もありますので、この規定を設けました。

議長（増田 清君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第14号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 7分休憩

午前11時17分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第15号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第15号 下田市景観まちづくり基金条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（井出秀成君） それでは、議第15号 下田市景観まちづくり基金条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の14から15ページ、条例改正関係等説明資料19から22ページのご覧をお願いいたします。

下田市景観まちづくり基金条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、下田市の景観計画を推進するために、さきの12月定例市議会におきまして、下田市景観まちづくり条例の議決をいただきました。景観を生かしたまちづくり事業の推進に要する経費の財源に充てるため、条例を制定するものでございます。

第1条は、提案理由でご説明いたしましたように、基金の設置目的を明確にしたものであります。

第2条は、基金に積み立てる財源を定めております。基金と予算措置された財源を積み立てるものでございます。

第3条は、基金の管理方法について定めております。

第4条は、運用によって生ずる収益の処理方法について定めております。

第5条は、処分について定めております。「基金は、第1条に掲げる目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる」としてあります。

下田市景観まちづくり条例第14条第1項で、景観まちづくりに著しく寄与すると認められる行為を行おうとする者に対し、財政的な支援を行うことができます。

説明資料20ページに景観まちづくりを支える制度要綱（案）の抜粋、21ページに景観まちづくり助成金交付規程（案）の抜粋を記載してございます。

景観まちづくりを支える制度要綱（案）第7条1項で支援の対象として、第1号の下田登録まち遺産の修繕等から第8号の推進組織の活動までを定め、景観まちづくり条例助成金交付規程（案）で助成金の額をそれぞれ定める予定であります。

基金の処分は、主に第2号の下田登録まち遺産の保全活用に基づく助成を想定してあります。

第6条は、委任規定でございます。

附則でございますが、この条例の施行日は、下田市景観まちづくり条例の施行日に合わせ、平成22年7月1日とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 景観の第14条によりますと、「市長は、景観まちづくりに著しく寄与すると認められる行為を行おうとする者に対し、技術的な支援又は財政的な支援を行うことができる」と。今回、基金の制度要綱の助成ですかね。助成の中で、「下田登録まち遺産のうち、簡易修繕計画書に基づき行う歴史的建築物の外観に掛かる修繕・改修等」、これ条例廃案が出ていたやつは、外観に限っていなかったという記憶があるんだけど、ここでは要は内部、有形登録文化財は住みにくいというようなやつもかなりあったり、雨漏りは外観になるのかな、雨漏りの改修をやったりするのがあったんだけど、ここでいうのは外観に何か限っているらしいんだけど、外観に限るというのはどういうことかということ。

それから、著しく寄与するというのと簡易な修繕が整合性があるのかどうか。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 1点目の廃案の部分との関係ですけれども、もとの歴史的建造物はもともと外観のみの修繕でした。住みにくいという部分が外されておりました。今回は、外観の部分は1号のほうで対応しております。ただ、今回、我々のほうは保全活用という、第2号が保全活用ということになりますと、外観のみならず、中の内装であるとか、住みにくい部分がトイレであるとかなんとも含まれてこようかと思えますけれども、その辺の部分で、第2号のほうで住みにくい部分は今回はつくりたいと、そんなふう考えております。

それから、2点目の著しくと簡易修繕のそもそも基本的には、廃案の部分の歴史的建造物は既にといいますか、移行した場合には、それは何か行えば、その建物そのものは既にもう著しく寄与している部分であるということであるので、簡易修繕を行ってもそれは該当すると、そんなふうにとらえております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 例えば、今の発言でいくと、トイレが水が詰まっているとか、台所の流しが古くなって非常にまずいよと、こういうものにも出すよと、こういう理解でいいのかどうかというのが1点です。

それから、登録まち遺産が実際にはどんなものをイメージすりゃいいのかがよくわからないんだけど、自然、だから景観で、うちから見える自然、山が非常にいいんだけど、それが見えなくなったよと。ついては、そこのところを直してくれと、そういうようなやつも、まち遺産と名づけば全部金が出るのかどうか。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 1点目のトイレ、台所等の修繕ですけれども、単にトイレだけの修繕計画の申請では、残念ながら補助対象にはなりません。建物そのものの全体の保全活用計画があって、その中であれば、そういった公開であるとか、何かお店を開くとか、人にお見せするとか、いろんなそういう計画の中で必然的にトイレも直さなければいけないよと、内装も直さなければいけないよと、そういった場合に限って出ます。ですので、トイレ単独のことでは、残念ながら出ません。

2点目の自然景観がすばらしいから、それを登録まち遺産というか、まち遺産に認定する行為そのものは候補に上がってこようかと思います。今度、登録になると、自然景観、例えば山でいけばどの部分までエリアにしているのか、所有者がどこであるのか、いろんなことの精査をしなければなりません。それ自体はいいんですけども、ただ、今度はこちら側から自然を見る途中に障害するものがあつたときに云々という部分は、そこについては今の条例の中では排除するような云々と、そういったものはきめ細やかにまでできていないのが実情でございます。2点目のことは、質問と答えが合っていますか。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 今の保存活用、助成金交付規程のほうでいくと、もっと具体的に「公開住宅又は商売等の活用をする場合」というのがあるんだけど、例えば沢村邸がこのまち遺産になるのかどうか知らんけれども、仮にまち遺産になると、今度、何か4,000万円ぐらいかけて2カ年でやるんだけど、ああいうものを個人がやろうとしたときに、年400万円、これは年には限らないのかな。5年間に1回か であれば、要は弥治川でも1件、商売用に直したところがあるけれども、そういうやつに400万円まではお金を出しますよという、こういうことになるんじゃないかと思うんだけど、例えば保存をするんだから、商売でやる、事業費に補助金を出すというのは、それはいかなものかと僕は思うだけ

どもね。住んでいく、事業というのは基本的には金もうけですよ。

だから、生活していくところで、さっき言えばトイレなんか、生活のやつには当然出ませんよと、全体計画でなきゃだめだということであれば、全体としてよくなるのと。だから、3,000万円ぐらいの大がかりな中で、こうしなきゃおれはこの家には住めないぐらいのような話が出ればそれは出しますよというのも何か変な話だなと思うし、商売をやるのに、古い家でやるんだったら事業費の予算が出るというのも少しおかしいんじゃないかな。それは、もう維持補修を超えているんじゃない。傷んで、それを維持補修を超えて、公開住宅とか、商売の事業費の金が出るというのは、僕はちょっとおかしいんじゃないかと思うけれども、その辺はどうですか。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 400万円のほうの部分の事業費のとらえ方なんですけれども、我々とすると、基本的には建物そのものをしっかりと維持、将来に残していくことが大前提ですよと、そこは別に問題はありませんよと、お互いに問題ありませんよと。さらに、その建物を有効利用していただければ、それはそれで下田のためにプラスになるということで、それについても商売に限らず、商売しなくても公開するだけでもいいよと、まあまあ商売ということでもいいんですけれども。そういうことで、さらに今までの従来のものよりかグレードアップして、よりよい下田のためにということで考えて、こういう制度を考えました。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第15号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第16号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第16号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、議第16号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の16ページ、17ページをお開きいただきたいと思います。

16ページにつきましては、議案のかがみでございます。下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとするものでございます。

内容といたしましては、さきの全員協議会でお示しさせていただきましたように、下田市幼稚園及び保育所再編整備検討委員会の中間報告がまとまりましたことから、既存の教育委員会附属機関でございます下田市立学校再編整備審議会に幼稚園及び保育所の再編整備につきましてお諮りし、答申をいただくようさせていただくもので、17ページの内容のとおり附属機関の名称及び担任する事務について改めさせていただきたいものでございます。

提案理由といたしましては、保育所等再編整備審議会の審議事項に加えるためでございます。

それでは、条例改正の内容につきましてご説明申し上げます。

お手数でございますが、条例改正関係等説明資料の23、24ページをお開きいただきたいと思います。

説明資料の見開き、左側のページが改正前、右側のページが改正後でございます。アンダーラインを引いてある箇所が今回の改正をお願いさせていただきたいところでございます。

別表（第1条関係）の中の附属機関「下田市立学校再編整備審議会」を、学校の後ろに「等」を加えまして「下田市立学校等再編整備審議会」に、また、担任する事務を、冒頭に「保育所及び」、また、学校の後ろに「等」を加え「保育所及び学校等の再編整備について調査審議し、教育委員会に答申する事務」とするものでございます。

それでは、17ページの議案に戻っていただきますが、附則でございますが、この条例は、平成22年4月1日から施行するというものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議第16号についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番。

9番（増田榮策君） 1点だけお伺いいたしますけれども、下田市学校再編整備審議と、この審議会のメンバーの構成というのはどのような構成になっていますか。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 今の規則で申しますと、まず地域の代表、公共的団体の推薦

者、市民代表、学識経験者、これら4つのほかに、教育委員会が必要があると認める者という方々15人以内をもって組織するという事に現在なっております。

以上です。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） こういう再編を進めるときは、必ず再編に関して地域から苦情が出るんですよね。地域と要するに保護者といいますか、父兄といいますか、こういうあれから。こういうメンバーの構成をするときには、再編の区域の人をなるべく多く入れて、その間の審議がスムーズにいくような体制も、やはり臨機応変に変えていく必要があるのではないのかなと、この点について教育委員会は考えているのか、いないのか、お伺いしたいと思います。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） そのことにつきましては、これまでのことから、地域の方、保護者の方々からの再編に対するご意見、いろいろな要望等が出てくるわけでございます。しかしながら、これは普遍的なですね、この再編についてやはり審議していただく委員会でございまして、個々の案件についてご審議をいただくことの審議会ではないというふうに考えておりますので、下田市全体の教育行政全般についていろいろご意見をご発言いただけるような方々を選任させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 9番、3回目です。

9番（増田榮策君） 今までの審議会のあり方としてはそれでいいと思うんです、それでもね。でも、審議会のメンバーが、やはり多くの意見を吸い上げて、発言を活発にしたという議論がないんですよね。ほとんどが余りしゃべらない、ただいすを温めてくるだけの審議になっているという、この形骸化しているというのが私はすごく疑問に感じているんです。要するに、委員になったら、やはりある程度の意見を吸い上げて、意見を言う、活発な議論を誘導していかないと、必ず私は後々の問題にも波及してくるんじゃないかなと、多少なり心配しているから言っているわけで、その点をぜひ考慮していただきたいなと思います。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございますか。

11番。

11番（土屋誠司君） 昨日も少し言いましたけれども、幼保の再編の中間答申ができたた

め審議会に答申すると言いますけれども、そもそも答申する上で、中間的なこういう案ができたという、これは教育委員会がいろいろ自ら調査して原案をつくるべきだと思うんです。これ、事務局がつくったのを教育委員会はざっと見て、そのまま承認してね。前回のときの中学校再編のときもそうですよね。承認したから、それで後またやるんですけども、教育委員会はそこで承認すると、もうそれが原案で、そのまま審議会へ行って、それに合ったような答申で、それが答申されてから教育委員会はまた承認して、それが通っちゃうんですよ。だから、どうあるべきかを教育委員会自身で十分審議してからまとまったりして、これは事務局の案を教育委員会に出して、それがこの間、本当に意見がなく、そのまま承認ですよ。それじゃいかんと思うんですけども、その辺はどうですか。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） すみません。また同じ議論になろうかと思うんですが、先日、議員が傍聴に来られたところでは、承認ということではございません。こちらから、このような意見がまとまりましたということをご報告させていただいたわけでございます。それで、この中間報告について、この方向で進めていきたいということで今後、地域の方々、そして保護者の方々にご説明し、またなおかつ今回お願いしております審議会でご審議していただいて、その結論が出たものを進めていくか、進めていかないか、それについては当然教育委員会で議論していただくこととなります。そういうことでございますもので、教育委員会にはこれから審議をして、審議といいましょうか、承認していただくこととなりますので、その辺をご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） どうもつかめないんですけども、教育委員会は基本的なものをつくって、それでこういう案ですけども、これ多くの委員から、こういうのでいいのかと、それを審議するものだと思うんですよ。前回のときを見ていると、教育委員会は何にもしないで、議事録も何にもない。それで、審議会のやつは、だれが何を言ったまでびしっと書いてあるんですよ。そういう不信感もあるしね。その大もとの教育委員会が、下田市の教育はどうあるべきかをまずつくるべきだと思うんです。それで、こういう方針でいくけれども、皆さんの市議会で広いところからいいですかと、それでもしよかったらつくるべきだと思うんですけどもね。今の課長言っているのは、事務局のつくったやつを報告しただけで、それを審議会に出して、審議会からそれが出てきたら教育委員会が承認するということですよ。

ね。自分はその逆だと思っんですけれども、そうじゃないんですか。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） すみません。広い意味で教育委員会、そして本当の教育委員さんだけによる教育委員会というものがあろうかと思っます。議員は、狭い意味での5人の委員さん方が計画をつくって、それを何ていうんでしょうか、地域の方々、そういう基本的なものをつくれというふうにおっしゃっているのかと思っます。しかしながら、教育委員さんたちは、ご承知のとおり一般の市民の方々です。それですので、我々事務局がいろいろ情報を収集いたしまして、それに基づいてこういう検討案でどうでしょうかというようなものをつくり上げて、教育委員の皆さんに、こういう計画をつくりましたがどうでしょうかというようなことで合議をいただいているわけです。

ですので、そこで短い時間であったのかもしれませんが、とりあえず教育委員の皆様にはその場でご説明をさせていただいて、その内容をご理解いただいて、そこでは我々報告をただけということでございますが、とりあえずはそれについてのご意見等もあつたかと思っます。そういうことで、我々、今度は広義の意味で、教育委員会としてこの検討案をまとめさせていただいたというふうに理解しています。

以上です。

議長（増田 清君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

10番。

10番（大黒孝行君） 27年に向けてのタイムスケジュールの中で、先ほど示された中間報告、この中間報告の中間がとれて、案として示されて、その案を受けて4月1日から編成される審議会にそれを諮っていかんというですね。そこで、さまざまな問題点の整理とか整備に対する調査等々を審議していただくと。その成案を得るのをどのぐらいのところに置いているのか、そのことをまずお聞かせをください。

まず、中間というものがとれて成案になって、案として上がってきますと。それで、4月1日公布される、この審議会が発足、編成されると。陣容は、今のようなメンバーがずっと継続してやっていらっしやるんだつたら新しいあれはないけれども、新しくこれで審議会をつくるって今の議論なもので、審議会のメンバー構成をして、何がしかの腹づもりもあろうかと思っますけれども、その審議会の当初にその案を示して、そこで書かれている内容を、まっさらのところから審議会のメンバーは調査するんですよ。その書かれていることの調査

に要する期間がどれぐらいのことを考えてらっしゃるかということ、その後でまた議論があります。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 大変申しわけございません。今、教育長に対しましては中間報告をさせていただきましたもので、今後、もう少し具体的な実行計画ですね、それについてまとめさせていただいたものを正式な報告とさせていただきます。その後、各地域、保護者の方々への説明を含めまして、審議会も立ち上げて、審議会でご審議いただく。そういうようなことで、最終的には今年度中ぐらいには審議会の答申をいただくというようなことで進めていきたいというふうに考えております。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） では、住民説明会も同時並行でやっていくという今の言い方で確認、首のホウホウ、これだけください。住民に対する説明も、審議会の審議は同時並行型にやっていくということですか。首です、首。はい、結構です。

では、審議会の審議というのは何ですか、これは。審議会の審議といるのは、何を求めているんですかということになる。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 教育長に上げる最終報告、先ほどから中間報告と言われているもの、それになるかと思いますが、それについてのご意見をいただくというようなことで考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） 手続論でございますもので、そういう手法でやっていくというけれども、ということで誠司さんの今議論になるような中身が、本当に形式的なことになっちゃうから、実質的に、最終的にこの間みたいな議論に発展しないためには、その議論をしっかり組み立てをしていきなさいという、私も考えが一緒なものですから、日にちは本当にないと僕は思っていますから、しっかりやってください。

終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） この改正の保育所及び学校等のこの「等」は、何を意味しているのか

ということを1点お尋ねをしたいと思います。

それから、さきに稲生沢中学と稲梓中学の統廃合問題ですね。この経過、住民が反対をされて、統合ならずという形になったわけですが、これらの経験をどのように今回のこの審議会では生かされることになるのかと。住民の方々の公聴会をやるとか、ちゃんと意見をこの審議の中に組み入れていくという保障がどこにあるのかという点を第2点としてお尋ねをしたい。

それから、3点目として、この議会で審議されていますのは、市長部局のほうから統廃合しろと、こういうことではおかしいではないかと、こういう議論だと思うわけです。学校教育課長は、市長の指示に従って統廃合を推進するんだ、こういうことであってはいかんでもないかと。むしろ、教育委員会が、教育委員長がそこで議論をして、この統廃合というものを検討する必要があるのではないかと。こういう指示があって、これを教育長が受けて、課長が調査をしていくと、こういう仕組みでなければ、教育行政の中心がどこにあるのかというのがわからなくなってしまう。むしろ、行政が中心で、課長が動かしているというような実態ではないのかと、こういう質問をしているんだと思うわけです。そこを改めると。まず、5人の教育委員が状況を述べて、ここに問題がありそうだと、自分ちは専門家・プロではないので、こことここをこういうぐあいに調べなさいという指示がまずあって、そして調べて、それができ上がってきた。審議会にかけましょう。そして、教育委員会として承認なりチェックをしましょう。こういう仕組みになっているのかという質問なんです。その点についてお答えをいただきたいと思います。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） まず、1点目の「等」とは具体的に何かというようなことをございます。これにつきましては、地教行法というものがございまして、その30条に教育機関の設置について規定されております。その中で、法律によって定める学校その他の教育機関というのと、また条例によって設置が必要な機関というような2項立てになっております。法律に定めるところというものが学校ですとか図書館ですとか、そういうものでございます。条例により設置することができるというようなものが、文化会館ですとかスポーツセンターですとか、あとは下田にはございませんが、教職員のための研修所とか、そういうものがございます。今のところ下田にないものは対象になりませんので、とりあえず学校あるいは図書館ですとか、ほかの下田市の条例によって定められている社会教育的な施設、そういうものも含むというふうに考えております。

そして、なおかつ学校教育法の第1条に定めます学校というものには、幼稚園、小学校、中学校、そして大学まであるわけなんです、その中に保育所は入っていないわけですよ。ですので、その「等」によって、保育所についても検討の対象にさせていただくんだというところでございます。

そしてあと、審議会の関係でございますが、やはりこれまでの幼稚園の統合、そして中学校の統廃合、これについてなかなかですね、やはり身近にございました施設がなくなるということについては、本当にそれぞれの地域の方々がいろいろな思いがあるかと思えます。ですけれども、今回につきましては、この幼保一元というものが単に効率的、あるいは財政的なものばかりではなく、そういうものを当然でございますが、子供の安全、それを確保するというものも大きな理由でございます。

そういうようなことから、今回の審議会の中ではその辺も十分ご議論いただいて、私どもが今検討してきた案が本当に市民のためにとっていいのかどうか、地域・保護者の方々にとっていいのか、そういうことについてしっかりご議論いただきたいというふうに思っています。

そして、3点目の市長部局からの要請で教育委員会がこの検討案を出していくのではないかとというようなことでございますが、これにつきましてはもう十数年前から、幼保の一元化というものについては、ご承知のように議論させていただいているところでございます。

先ほど申しましたように、もう10施設のうちの7施設について耐震化が十分じゃないと、そういうような施設でありますことから、これはもう当然、市長部局から言われた、あるいは教育委員会から言った、そういう問題じゃなくて、子供の安全を確保しなければならないということはもう言うまでもないわけでございます。そういうことから、先送り先送りされてまいりましたけれども、公共施設の耐震化、公の施設の耐震化というものが27年度までに達成しなければならない。そういう中で、もう本当にこれは早急にやらなきゃならないというふうに、私ども所管といたしましては考えております。そういうことから、もうこの後はないというくらいの覚悟でやらなければならないというふうに思っております、この検討案を出しているものでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 学校教育法に基づく施設と社会教育等にかかわる施設が対象だと、わかりました。

そうしますと、給食施設等は学校に付随している施設というぐあいに考えるのでしょうか。あるいは給食のセンターがあると思いますが、これらの施設はこの審議会の審議の対象になるのか、ならないのか、1点。

それから、お答えいただきませんでした、かつての反省の上にこの審議会が、公聴会や市民の声をぜひ聞き入れるような運用をしていただきたい、こういうぐあいに思います。これは要請、お願いをしていきたいとします。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） すみません。審議会については、そういうふうなご意見を取り入れるような方法をとりたいというふうに思います。

そして、給食センターがこの審議会の審議の対象になるかというようなことですが、私としては市民の利用にかかわるもの、例えば統廃合することによって市民の方に支障が出てくる、利活用に支障が出てくるとか、そういうものが審議の対象になるんじゃないかというふうに思います。

とりわけ学校給食につきましては、例えば今4カ所で作って、給食を提供させていただいているわけなんです、これが同じ下田市がつくる給食センターで提供することによって、何か給食を受ける側に支障が出てくるのかということ、そういうことはないかと思うんですね。ですので、そういうことからいいますと、この審議会の審議の対象にすることはないのではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

2番。

2番（藤井六一君） 先ほど、学校教育課長の説明の中でというか、説明を聞いておられますと、まず教育委員会事務局でこういう案をまとめた。そして、教育委員の了解を得てという、教育委員に説明をして。そこから話がスタートしてきたように聞いておりましたけれども、教育施設、これは学校教育法第何条であったのか、その辺ちょっと記憶が定かでないんですけども、教育施設は 学校とかですね、それは行政、要するに市長の、行政が施設をつくると。そして、教育委員会がというか、教育に携わる任の人たちがその建物を使用する、そういう関係にあるかと思うんです。

そうしますと、この統廃合を教育委員会が立案をしてということは、ちょっといかなものなのかなと。市長部局がやるべき事柄ではないでしょうか。今、調理部門のことでちよ

と課長説明がありましたけれども、まさしくそのとおりだと思うんです。これは、市長部局の仕事なんです、施設そのものについてはですね。ですから、何かその辺からもう少し整理していかないと、土屋誠司議員のようなというか、こういう議論が何回も繰り返されていくと思うんです。その辺いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） その辺につきまして、学校等の給食施設についても、設置者というのは公共団体の長です。教育委員会が所管しますのは、教育に関する事務、それを教育委員会という執行機関として、それらの施設を設置したり、管理したりする事務を行うということになっているわけです。ですから、最終的には設置についての権限は長がお持ちですが、それまでのことについては、私ども執行機関のほうで、こういう学校あるいはこういう施設をつくったほうがいいんじゃないか、あるいは廃止をしたほうがいいんじゃないかと、そういう案をまとめて、それを長が決定するということになります。よろしいでしょうか。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 教育施設をつくるに当たって、教育の現場にいる方々の意見、そうしたものを計画の中に入れていく、これは当然のことだと思うんです。でも、形の上ではね、形と申しますか、あくまでもそういう施設は行政当局の仕事なんですよね。要するに、市長部局の仕事ですよね、施設をつくるということは。ですから、今度のこの統廃合計画、こうしたものは教育委員会の仕事でなくて、市長部局の仕事だと思うんです、建物をつくるまでは。違いますか。

意見をというか、教育現場の人たちのそういう意見を反映させるということは、これは重要なことだと思うんですけれども。では、伺いますけれども、教育委員会が建物をつくるんですか、違うでしょう。義務教育は、施設は行政がつくる、教育を受けさせるのはピーですよね。受ける権利のあるのは子供ですよね。これが義務教育の基本でしょう。行政が教育施設をつくるんです。ここで勉強しなさいというものをつくるんですよ。それを受けて、親がここで子供に勉強させましょうということになるんです。ですから、教育委員会が建物を建てる、施設をつくる権限はないんです。そうじゃないですか。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 先ほども申しましたように、設置者については、これは地方公共団体の長の権限でございます。それに基づいて教育に関する事務を行うのが、私ども教育委員会という執行機関でございます。ですので、長の権限に基づいて、私ども教育委員会

が予算を配分していただいでつくっていくということになります。

以上です。

議長（増田 清君） 2番、3回目です。

2番（藤井六一君） またすれ違ってきますから。確かに、事務的なことは委員会の仕事ですよ。箱をつくるのは行政の仕事なんですよ。その箱をつくるのに、教育委員会が計画して、こういうものをこのようにつくと、そこまでは教育委員会の仕事ではないんです。そうじゃないですか。事務的なことは、あくまでも教育委員会の仕事です。その辺をはっきりしないと、今の議論がまた堂々めぐりしていくし、ぐるぐる回って行ってしまおうし、そのように思いますけれども、違いますか。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） それでは、私も黙ってしようかなと思ったんですが、学校をつくるということについては今、議員がお話あったように、箱をつくるには当然予算が伴うわけですね。教育委員会自体に予算を持っているということではございませんので、教育委員会としてはその箱が子供たちにとってどのような教育環境、望ましい環境であるのかということをやっぴりお示しをする中で、市当局と一緒にあって、よりよい教育施設をつくっていかうと、こういう考え方でいるわけですね。

ですから、今回、幼保再編に関しては、企画、財政、それから総務、一緒に入っていて、どういう案が一番いいのかと、こういうことをそれぞれ委員会等で、幹事会等で協議をしていただいたと。それを報告をいただいたと、このように理解しております。そういうことで、教育委員会事務局だけがかわかって案をつくったと、そういうことではないというふうにご理解をいただければありがたいな、このように思っています。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第16号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午後 0時 7分休憩

午後 1時10分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第17号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第17号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） それでは、議第17号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の18ページ、19ページをお開き願います。

18ページは、議案のかがみでございまして、下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例を別紙19ページの内容のとおり制定させていただくものでございます。

この条例改正は、議第15号 下田市景観まちづくり基金条例の制定と関連するものでございまして、提案理由は、ふるさと応援寄附金を財源として実施する事業及び管理運用する基金を変更するためでございます。

具体的には、現行条例第2条第5号において、ふるさと応援寄附金を財源とする対象事業の一つに歴史的まちなみ及び歴史的建造物の保全に関する事業を掲げ、さらに寄附金の管理運用については現行条例第3条第5号において、下田市歴史的まちなみ景観整備基金条例に基づく下田市歴史的まちなみ景観整備基金によることとされているところですが、ふるさと応援寄附金を財源として実施する対象事業及び当該寄附金の管理運用に係る根拠条例について、昨年12月定例会で議決いただきました下田市景観まちづくり条例に関連する今議会提案の議第15号 下田市景観まちづくり基金条例に一元化するためでございます。

それでは、改正の内容につきまして、議案件名簿19ページの改正文のとおりでございますが、具体的には条例改正関係と説明資料によりご説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の25ページ、26ページをお開き願います。

新旧対照表でございますけれども、25ページは改正前、右側26ページは改正後で、アンダーラインの引いてあるところが改正箇所でございます。

まず、条例第2条第5号につきまして、「歴史的まちなみ及び歴史的建造物の保全に関する事業」を、「景観を活かしたまちづくりの推進に関する事業」に改めるものでございます。

さらに、第3条第5号中「下田市歴史的まちなみ景観整備基金条例（平成18年下田市条例第28号）に基づく下田市歴史的まちなみ景観整備基金」を「下田市景観まちづくり基金条例

(平成22年下田市条例第 号)に基づく下田市景観まちづくり基金」に改めるものでございます。

それでは、議案の19ページに戻っていただき、附則でございますけれども、この条例は議第15号と整合させ、平成22年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第17号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(増田 清君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番。

9番(増田榮策君) 1点だけ伺いいたします。

寄附条例というわけですから、これは寄附者に対する応援がなければいけないわけでございますけれども、この条例の改正前の現状は、下田市はまだ2件ぐらい、約30万円ぐらいだと思っております、基金はね。今後、まちづくりをするには相当なお金がかかるので、寄附を使って有効にまちづくりをしようとするならば、下田出身者に対して元ふるさとリメンバー、こういうものをやって下田のことをPRしていましたが、現在これは廃刊になっていると思います。これを復帰して、もう少し下田のPRをして、寄附者に対して協力を仰ぐような措置も必要じゃないかと思っておりますけれども、この点いかがでしょうか。

議長(増田 清君) 企画財政課長。

企画財政課長(糸賀秀穂君) ただいまのご質問でございますけれども、確かに「リメンバー下田」という情報発信の広報といたしますが、下田のいろんな出来事等を記載したものを下田出身者の方に、本籍が下田にある方に送らせていただいて、郷土愛を高めていただくような形で取り組んでまいりましたけれども、現在は行っていないわけでございます、こういった常にふるさとを思い出して、ふるさとに愛着を持って、ふるさとのために何か貢献していきたいというような思いを醸成することは大変大切なことだというふうに思っております。

平成20年から始まりましたふるさと納税の制度でございますけれども、これにつきまして、議会の中でもいろいろご指摘をいただいております、もう少しPRを促進して、この寄附金を募ったらいかなものかということでご指摘いただいておりますので、また今後、これは前のご質問のときにもお答えしたかと思っておりますけれども、なかなか個人情報がありまして、現在、下田出身者がどこで、どういうお住まいになっていらっしゃるのかということ

の情報収集が、非常に昔と違って難しくなっている現状がございますけれども、あらゆるいろなつてを頼みながら、そういったものを収集しながら今後、検討はしてまいりたいというふうに考えております。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 確かに、個人情報という問題もありまして、これも非常に重要なことであるので、それらに配慮しなければいけないということもありますが、現在のインターネットが発達している時代は、下田のPRの中にこのふるさとをこういうふうに変えていくだと、こういうような情報発信をして、ホームページを別につくるぐらいの僕は努力があっただけでしかるべきではないのかなと、この点についていかがでしょうか。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 確かに、ご指摘のとおり今、情報通信社会で、インターネットの威力というものは非常に大きいものがございます。下田市がこれこれこういう制度を今仕組みとしてつくって、こういうまちづくりをしたいからということで強く発信をして、そういった形で篤志家のご寄附をちょうだいするようなことも必要かと思っておりますので、また検討させていただきたいというふうに思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第17号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第18号及び議第19号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第18号 下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第19号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） それでは、議第18号及び議第19号を一括してご説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の20ページをお開き願います。

まず、議第18号 下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制

定についてをご説明させていただきます。

上程議案は、議第18号 下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。改正条例を別紙21ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、平成20年人事院勧告に基づき、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、国家公務員の勤務時間が改定されたこと、また、平成21年人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が成立し、月60時間を超えて超過勤務をした職員に休息の機会を与えるため、代替休制度が新設されたこと及び国家公務員について有給の休息時間が廃止されていることに準拠し、本市職員についても有給の休息時間を廃止するとともに、勤務時間の改定、代替休制度の導入等、下田市職員の勤務時間等の見直しを行い、あわせて字句の整理等をするためでございます。

平成20年人事院勧告の中で勤務時間については、民間の所定労働時間との均衡を図る観点から、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定することとし、また、平成21年人事院勧告においては、1カ月60時間を超える超過勤務について超過勤務の支給割合を100分の125または100分の135から100分の150に引き上げるとともに、1カ月に60時間を超える超過勤務を行った職員に対して、超過勤務手当の支給割合の引き上げ分の支給にかえて勤務することを要しない日または時間を指定することができることとするものでございます。

また、休息時間につきまして、国家公務員の勤務時間制度におきましては、昭和24年以来、職員の休憩、リフレッシュについて無給の休憩時間と有給の休息時間制度を設けており、地方公務員についても国の職員に準拠してきたところでございますが、民間企業の通常の勤務形態は有給に相当する休息時間を与える制度はほとんど普及していない実態があることを考慮し、国は休息時間を廃止して、休憩時間に一本化することで人事院規則を改め、平成18年7月1日から施行しているところでございます。

下田市といたしましても、今回の勤務時間の改定とあわせて、休息時間を廃止したいというところで提案をさせていただくものでございます。

静岡県内の自治体では、政令市を除き、21市14町中、既に19市13町に上っており、下田市を含む残りの自治体も本年度中に廃止を予定している状況となっております。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料の27ページから30ページにかけてご説明を申し上げます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の27ページ、28ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正をさせていただくところでございます、これ以後のページも同様でございます。

まず、第2条は、1週間の勤務時間を規定しているものでございますが、第1項中「40時間」を1時間15分短縮して、「38時間45分」に改めるものでございます。

第3条は、週休日及び勤務時間の割り振りを規定しているものでございますが、第2項中「8時間」を15分短縮して、「7時間45分」に改めるものでございます。

第6条は、休憩時間の規定でございます、現行は労働基準法第34条の規定を受けて、「1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。」となっておりますが、これを「1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。」に改めるものでございます。

続きまして、第7条に規定しております休息时间につきましては、先ほどご説明を申し上げましたように、民間には制度としてほとんど普及していない実態があること、国は人事院規則を改め、平成18年7月1日から休息時間を廃止して休憩時間に一本化していることをかんがみ、本市においても休息時間を廃止するというところで、当該条項を削除するものでございます。

続きまして、第8条の3は、時間外勤務代休時間の規定でございます、第1項において、「任命権者は、下田市職員の給与に関する条例（昭和30年下田市条例第15号）第13条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条及び第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。」

第2項として、「前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。」を加えるものでございます。

第10条は、休日の代休日を規定しているものでございますが、第1項中「（休日）」を「（第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に

改めるものでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料29ページ、30ページをお開き願います。

第12条は、年次有給休暇の規定でございまして、第12条中「掲げる日数」を「定める日数」に改め、第3号におきまして「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫」という部分を「沖縄振興開発金融公庫」に改めるものでございます。これは、一昨年10月、これまで国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の予算・決算の作成方法等について一括して規定していた公庫の予算及び決算に関する法律が、沖縄振興開発金融公庫だけに特化する法律に題名が改正されたことから今回、用語の整備を行うものでございます。

第15条は、介護休暇の規定でございまして、第8条の3の第1項において「下田市職員の給与に関する条例（昭和30年下田市条例第15号）」を加えたため、「（昭和30年下田市条例第15号）」を削除するものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則でございまして、この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項第3号の改正規定につきましては、既に法律が改正されているため、公布の日から施行するというものでございます。

続きまして、議第19号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の22ページをお開き願います。

上程議案は、議第19号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございまして、改正条例を別紙23ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由でございまして、平成21年人事院勧告に基づき、超過勤務手当の支給割合の引き上げ等を内容とする一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が平成21年11月30日に成立し、本市職員についてもこれに準じた措置を講ずるため、時間外勤務手当の支給率の見直しを行うものでございます。

超過勤務手当の支給割合の引き上げ等の内容でございまして、民間においては時間外労働の割り増し賃金率の引き上げ等を内容とする労働基準法の一部を改正する法律が平成22年4月1日に施行されることになり、これを踏まえ、公務において特に長い超過勤務を強力に抑制し、また、こうした超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を引き上げるとともに、当該支給割合の引き上げ分の支給にかえて、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日または時間を指

定することができる制度を新設するもので、具体的には、1カ月60時間を超える超過勤務について、超過勤務手当の支給割合を100分の125または100分の135から100分の150に引き上げるとともに、1カ月に60時間を超える超過勤務を行った職員に対して、超過勤務手当の支給割合の引き上げ分の支給にかえて勤務することを要しない日または時間を指定することができることとするものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料によりご説明を申し上げますので、説明資料の31ページ、32ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

まず、第12条は、給与の減額を規定しているものでございますが、第1項中「職員が」の次に「勤務しないときは」を加え、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として「勤務時間条例第8条の3に規定する時間外勤務代休時間である場合」を加えるものでございます。

続きまして、第13条は、時間外勤務手当について規定しているものでございますが、第2項中「この項」を「この条」に改め、同条に第3項として「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。」

第4項として「勤務時間条例第8条の3に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則

で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては前項に規定する規則で定める割合から第2項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。」を加えるものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、平成22年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第18号 下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第19号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を許します。

まず、議第18号 下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

10番。

10番（大黒孝行君） 人事院勤告、上級法等々の指導のもとに、ある程度職員の働き過ぎをとがめるといふ、そういう配慮なされたことでございますが、下田市におきまして今、多分タイムカードを利用して勤務時間を一応はチェックしていると。これはいつごろから始まったことで、今、説明によると、一般職に対する勤務時間ということですが、その一般職以外の勤務をされる方にも適用されるのかどうか、お伺いします。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 今、一般職だけにとということでございますけれども、これ一般事務職ということで、我々職員、特別職と一般職ありますけれども、我々、通常でいう職員の一般職という意味です。

それから、タイムカードの件ですけれども、昔、以前は十数年前にタイムカードというのはありましたけれども、途中なくなりまして、タイムレコードは去年の7月より本庁と教育委員会、それから上下水道課のほうで設置をしております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） 聞きたいと思ったことは、結局、公園管理等々の分野で働いていらっしゃる方も、大体時間帯が皆さんと同じように8時何分でしたか、15分でしたか、それから5時か4時何分だかというような時間帯の中でお仕事をされていて、タイムカードで管理されていると、そういうとらえ方でよろしいでしょうか。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 原則的にいって、正規の職員についてはタイムカードの管理をさせてもらっています。一部臨時職員の方でもタイムカード、今言われた公園の管理している臨時職員についてもタイムカードでの管理ということを見せていただいているのが現状でございます。

〔発言する者あり〕

総務課長（鈴木貞雄君） 当然、職員ですので、今現在は8時半から5時15分という形でとり行われていますが、今回の上程議案のほうは、やっぱり8時半から5時15分ということで変わりはございませんけれども、中身の休憩時間と休息時間の変更ということでございます。

議長（増田 清君） 10番、3回目です。

10番（大黒孝行君） 結局、冬期の大変夜の早い、暮れるのが早い、そのときに公園管理者等々の、管理をやってらっしゃる方がタイムカードのその時間を押すために、1時間も2時間も前からずうっとそのためだけに待っているような勤務時間の時間割になっていると思うわけですよ。その辺の融通、1時間早めて、1時間早く終わらせるような、そういう対応はとれないかどうか、その辺はどうですか。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 今言われたことは、8時半から5時15分ですけども、これを例えば7時半から4時15分にするとかということでしょうか。

〔発言する者あり〕

総務課長（鈴木貞雄君） 今現在は8時半から5時15分ということでやらせてもらっていて、公園等の臨時さんについては、1カ所の公園だけでなく、いろんなところに行くわけですね。そういう管理の面からも、一度市役所のほうにタイムカードを押しに来てもらうほうがいいんじゃないかということで、公園の臨時さんについてはそういう形でやらせてもらっています。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 1日の勤務時間帯で考えますと、15分短縮をすると、1週間で1時間15分短縮をするという、こういうものに対応しようということであろうと思うんですが、8時半から5時15分までの勤務の形態は全く変わらないということであれば、この時間短縮とは何を意味しているのかと、そういうことになりませんか。全くの時間短縮になっていない、どこが時間短縮になったのか、教えていただきたい。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 先ほども説明をさせていただきましたが、現在は有給の休憩時間というのが、我々の職員には午前中15分、午後15分、合わせて30分の有給の休憩時間というのがあるわけです。これを、民間の職場においては有給の休憩時間というのがほとんどないということで、今まで我々については休憩時間が45分、休憩時間が30分あったわけです。これを休憩時間を1時間に、これは休憩時間ですから無給になります。休憩時間を1時間にして、有給の休憩時間を廃止する。

それで、今の時間短縮は何にも意味をなしていないというようなあれでしたけれども、逆に、職員組合のほうにしてみれば、1時間当たりの職員の給与単価、例えば時間外をした場合の1時間当たりの単価は上がるわけです、7時間45分になりますから。そういう形で、逆にこれは、そういう意味でいえば、職員組合のほうからなるべく早目にこの案件については議会に上程をしてくれという形をお願いをされているものでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 論点が全然違うでしょう、これは。職員の給料を上げるために15分縮める条例案なんですか。時間短縮のための条例案でしょう。目的をすりかえて、現状と全く変わらないというようなものを出してきて、これが時間短縮だと、おかしいんじゃないですか、これ。人勧の目的やこの条例の目的は、1週間38時間45分、これ以外拘束されないと、こういう体制をつくるということが目的でしょう。それが8時半から5時15分までの勤務時間については全く変わらないと、こういうことになりませんか、実態は。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） ですから、国家公務員の勤務時間が、そのように40時間から38時間45分に改定されたということで、今まで我々の自由に使える休憩時間は45分だったわけです。これを、1日の休憩時間が45分が1時間に増えるということで、最終的な一般の住民に与える時間は必要ですけれども、我々職員にしてみると、今まで無給の休憩時間というのは

45分しかなかったんですけれども、これが1時間に増えたということでございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第18号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第19号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

9番。

9番（増田榮策君） 今の話にも多少関連がありますけれども、これによってサービス残業は今後なくなるのか、なくなるのか、その辺のところをまずお聞きいたします。

それで、問題は、この改定によって施行された場合、時間外手当の支給の総額が変わってくると思うんですけれども、変わるのか、変わらないのか、また、変わるんだったらどれくらい増えるのか、その辺のところを教えていただきたい。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 時間外手当の単価の関係ですけれども、まず8時間を1日7時間45分ということで、時間外手当の単価アップで3%となるもので、新年度の予算措置についてもそのような形で今回、上程ということになっております。

それから、サービス残業がなくなるかということでございますけれども、実質的に今、残業というのは、我々部課の職員は上司の許可を得て残業を行っています。そういうことで、確かにそういうサービス残業的なものがないとは言えませんが、今回この時間が8時間から7時間45分になったとしても、実際は8時半から5時15分までということで職員は、中の休憩時間が45分から1時間になりましたけれども、そういう意味でいえば、今までとほとんど変わらないというふうには考えております。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） これは私の疑問なんです、4時過ぎると、市長室は真っ暗だけれども、2階の庁舎はこうこうと明かりがついているという、遅くまでついている。これはサービス残業なんですか、サービス残業じゃないんですか。

〔発言する者あり〕

9番（増田榮策君） うん、5時、5時、5時過ぎて。4時じゃなくて、それは訂正します。5時、5時すぎると。かなり遅くあるんですけれども、これは残業手当は出ていますか、出

ていませんか。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） ですから、上司の命令を受けた形で、時間外手当命令を受けた形の仕事になっていけば、当然その分は時間外手当がついておりますし、そうでない場合には時間外手当の請求はないということでございます。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 私もたまに職員に聞くんですけども、サービス残業やるので頭くるなど、こういう声も聞かれるんですね。ということは、そういうことはやっぱり職場の上司の裁量で、サービス残業やっているところも私はかなりあるんじゃないかなと思うんです。だから、要するにこれ統一して、いかにサービス残業をなくすかということがやはり求められているんじゃないのかなと。課長の人たちを集めて、こういうサービス残業をなくすような、そういう会議というか、そういうことはやっていると思うんですけども、やっぱりなくすような方策をしなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけども、職場の裁量によってあれですか、残業というのはある程度行われているという面がありますか。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 職員が時間外勤務を行うに当たりましては、先ほども言いましたように、当然、上司の勤務命令が必要になるわけでございますけれども、議員ご指摘のように、実態から申し上げますと、なかなか日中の業務の中で処理できない業務、それからこれは当然出てまいりますけれども、さまざまな要因によって、日中処理しようと思っても処理できないというようなことは少しありまして、これを職員が勤務命令を受けないでやっている実態というのは、先ほども言ったように、ないことはないというふうに思っておりますけれども、そういうことから、この辺は解消を図っていかなければならないということで、議員ご指摘のとおり、各課長の考え方について職員に十分周知をさせていく必要があるかと思っておりますので、そのようにしたいと思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 前のやつ、議第18号にも関連するんですが、この18号、19号の議案の条例改正によって、一般職員、正職員じゃなくして、臨時職員に与える影響というのは何かありますか、どのように変わりますか。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 今のご質問ですけれども、一般職員と同じような形で、臨時職員についても今まで8時間の勤務ですよ。その中が7時間45分になるという、正職と同じような勤務時間帯に臨時職員のほうもなるということでございます、休息も含めて。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 臨時職員というのは時間給かなと思ったんですけれども、時間給だとしたら、勤務時間が変わることによって給料も変わってくるのかなというふうに思ったんですが。あるいはまた、超過勤務も、時間外勤務も臨時職員にもあるのかなのか、そこら辺はちょっとよくわかりませんが、そこら辺のところの単価も変わってくるのかなというふうな、これが臨時職員にどのような影響を与えるのかということをお聞きしています。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 臨時職員の賃金単価のことで。当然、今まで8時間の勤務して、8時間の勤務が7時間45分になりましてということは、通常そういう意味でいえば、日当でいけば、8時間勤務の場合は、そういう形だと下げるという話になるんでしょうけれども、そこは我々といたしましては、臨時職員の賃金単価については、その辺については据え置きということで対応をさせていただいております。

議長（増田 清君） いいですか。

5番。

5番（鈴木 敬君） そういうのは何がしか規定があるんですか。正職員に連動するような、臨時職員についての規約があるんですか。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 臨時職員については、毎年、賃金単価表というのがありまして、当初、だから、ハローワークでも何でも頼むときでも何にしても……、ちょっと待ってください。

臨時職員の賃金単価については、先ほども言ったような形で今回下げませんけれども、毎回、各課のほうにこの賃金単価でお願いしますということで、新年度予算を編成するときに賃金単価を示した形で予算編成を行ってもらっているということでございます。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 臨時職員の処遇等については、要綱のほうで定めはありますけれども、この賃金単価については市長決裁ということでとり行っているのが現状でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 1 点だけお尋ねをしたいと思います。

この条例 4 条の規定によります割り振られた 1 週間の正規の勤務時間は、これが割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて云々ということですので、現行どのように割り振り勤務時間がされていて、この条例改正によってその運用が変わるのか、変わらないのか。割り振り時間というのはどういう形で進められるのかという点についてお尋ねしたい。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 4 条の関係ですか。

1 番（沢登英信君） はい。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 13 条 4 項ですか。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 4 条の割り振りですけれども、週休日、月曜日から金曜日までが我々勤務して、土曜日、日曜日が休み。土曜日、日曜日に勤務した場合には、例えば月曜日とか火曜日とか水曜日に勤務時間を割り振られた職員がいるわけですよ。その場合についても、60 時間を超える場合についてはプラスの金額を支給させていただきますという規定がこの条項でございます。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 結局、勤務時間は、土日に働いても割り振って、代休制度で時間外は払わないというようなことが、この内容によって行われ得るのか、そういうことをやるつもりでいるのかと。

〔発言する者あり〕

1 番（沢登英信君） 近く黒船祭なんかそうですね。

議長（増田 清君） 再度質問してください。

1 番（沢登英信君） 4 条の規定は、現行どういいうぐあい 月曜日から金曜日以外の割り振りはないと、基本的にないというぐあいに考えてよろしいですか。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午後 1 時 5 6 分休憩

午後 1時57分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 今回の改正は、これは60時間を超えて時間外勤務をした場合においては、今現行よりも、先ほどから説明申し上げていますが、100分の125または100分の135の時間外手当を100分の150にしますよという条例です。そのうちの100分の150と100分の125の100分の25部分について、60時間を超えた部分については原則、当然本人が時間外手当の支給を要求する場合には、時間外手当が今までは100分の125だったんですけども、60時間を超えた部分は100分の150になりますよと。ただし、それ以前に、この目的からして60時間を超えて職員が勤務をするということは、いろいろ体的にも大変ですので、休みをとれる方法ができたということで、100分の25を本人が申請せず、これを逆に代休のほうに充てることができますよという条例になっています。

ですから、通常今までで考えれば、100分の125で70時間やりましたと、そうすると100分の125掛ける70時間分の時間外手当が支給されるわけですけども、今回は60時間分については100分の125の時間外が支給されますと。あとの10時間については、100分の125でなくて、100分の150の時間外手当が支給されますと。ただし、本人が時間外手当を、150と125の25%分ですよ、それを私の場合は時間外勤務手当よりも休みが欲しいよといった場合には、休みに振りかえることができますよという規定でございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 今の説明で、皆さんおわかりになったかと思うんですけども。今、職員の立場に立って言いましたけれども、その理解というのは逆の立場があるんじゃないか。当局が時間外を出させないために、この日を休みなさい、こういうことにも使われる可能性があるんじゃないか。そういうことはやりませんという観点に立っているかということを知っているんです。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 今回の改正の目的はそもそも何かということで、先ほど説明をさせていただいたところでございますが、あくまでも今回の関係は……

〔発言する者あり〕

総務課長（鈴木貞雄君） もちろんそうです。ですから、先ほどから言っていますように、60時間を超えて時間外勤務をした場合に、本人があくまでも自分は時間外手当よりも休みのほうを欲しいよとある人のために今回の規定があるのであって、そのまま時間外勤務手当を請求する場合には、先ほど言ったような形で100分の125じゃなくて、150分の時間外勤務手当を支給する形になります。これはもう、当然もって当たり前の話でございます。

議長（増田 清君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第19号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第20号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第20号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） それでは、議第20号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の24ページ、25ページをお開き願います。

24ページは議案のかがみでございますが、下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を25ページの内容のとおり制定をさせていただくものでございます。

提案理由でございますが、財政状況を考慮し、職員の給与の額を減額するものでございます。

ご承知のとおり、下田市特別職等の給与の特例に関する条例につきましては、本市の厳しい財政事情を考慮し、早期財政健全化を図るための一つの手法といたしまして、市長、副市長、教育長のほか、一般職の職員の給与を一定の割合で減額することについて、平成18年3月市議会定例会において議決をいただき、以後、市長、副市長及び教育長につきましては、一昨年の6月市議会定例会におきまして平成20年7月5日から24年7月4日までの間に支給されるべき給料の額を引き続き10分の1減じて支給することの議決をいただき、また、職員の基本給につきましては、昨年3月の市議会定例会において独自削減率を緩和する内容で条

例の一部改正の議決をいただきましたが、11月市議会臨時会におきまして、平成21年度の人事院勧告に伴う期末・勤勉手当の削減月数による影響額について独自削減率の緩和に充てるということで、平成21年12月分から平成22年3月分までの間減額措置を解消させていただき、現在に至っているものでございます。

今回の一部改正条例の提案内容でございますが、本市の厳しい財政事情を職員にご理解をいただき、平成18年度から平成21年度までの4カ年度にわたる給与の独自削減によって、削減しなかった場合と比較しますと4億2,200万円に上る効果額が見込まれております。

平成22年度の予算編成におきましても、人件費の圧縮により財源の確保の成否が重要な要因を占めるという共通認識の上に立ち、新年度予算編成に向けて職員各位のご理解をいただくため、職員団体と交渉を重ねてまいりました。その結果、平成18年度、19年度、20年度、21年度に引き続き5年目となる22年度におきましても、給与の独自削減にご理解とご協力を得て、2月1日妥結に至ったものでございます。

独自削減の概要、その他条例改正の詳細につきましては、条例改正等関係説明資料によりご説明を申し上げますので、説明資料の33ページ、34ページをお開き願います。

33ページは改正前、34ページが改正後でございます。アンダーラインの引いてあるところが改正箇所でございます。

今回の改正に係る条例第4条は、一般職の職員の給与の額の特例を規定しているものでございまして、給与の減額の期間として、現行条例上は「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」の間と定めているところですが、これを「平成22年4月1日から平成23年3月31日まで」に改め、平成22年度においても一般職の職員の給与の額を減額するというものでございます。

なお、先ほども説明をさせていただきましたが、平成21年12月分から平成22年3月分までの間に支給されるべき給与の額については、附則において減額措置を解消させていただいているところでございます。

特例の内容でございますが、33ページの第4条第1項の表をご覧くださいますと、平成21年度におきましては、職務の号給が1級1号から1級40号にある者と2級1号から2級4号にある者、おおむね23歳までの職員16人が該当してありまして、これらの職員は100分の4を減じ、その下の欄に記載した号給にある者、これらに該当する職員はおおむね24歳から33歳までの職員60人ですが、これらの職員は100分の5を減じ、その下の欄に記載の号給にある者、これらの職員はおおむね34歳以上の者181人が該当してありますが、これらの職員は

100分の6を減じております。

平成22年度におきましても、地方分権改革による業務量の増大や職員削減による職員1人当たりの業務密度の高まりに伴う負担増の問題、また、本市職員のラスパイレス指数は依然として低レベルに位置していること、さらに景気後退局面において生活環境を取り巻く厳しい情勢などを考慮し、平成21年度当初に比べ、一部削減率を緩和する内容で見直しを行ったものでございます。

具体的には、職務の級及び号給が1級1号から1級40号にある者及び2級1号から2級4号にある者、おおむね23歳までの職員16人について削減率を100分の4から100分の2へ2%引き下げ、職務の級及び号給が1級41号から1級80号にある者、2級5号から2級45号にある者及び3級1号から3級4号にある者、これはおおむね24歳以上33歳未満の職員60人が対象となりますが、削減率を100分の5から100分の3へ2%引き下げ、また、職務の級及び号給が1級81号から1級97号にある者、2級45号から2級125号にある者、3級5号から3級101号にある者、さらに職務の級及び号給が4級、5級、6級にある者でおおむね34歳以上の職員179人が対象となりますが、削減率を100分の6から100分の5へ1%引き下げるものでございます。

第4条第2項は、管理職手当に関する規定でございまして、給料の削減率の引き下げに伴い管理職手当の率も連動し、削減率を100分の6から100分の5へ1%引き下げるものでございます。削減率を職務の級及び号給別に1%から2%緩和することで、約1,660万円の財源が必要となりますが、独自削減を継続することによって、一般職員給与ベースで削減しない場合と比較して年間およそ6,300万円の削減効果が生まれ、平成18年度から平成22年度までの5年間の効果額は約4億8,500万円と見込んでいるものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、25ページの附則でございまして、この条例は、平成22年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第20号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番。

1番（沢登英信君） 独自減額の率を引き下げることですから、職員にとっては給料

が若干上がるということではありますが、現行のラスパイは幾つになっているのか、この引き下げた形でのラスパイは幾つになるのかと。

やはり、近隣の市町村と比べましても、給与体系がどういう状態になっているんだと、悪いという状態になっているのかどうなのか、その点を1点聞きたいと。

しかも、人件費削減等によりまして、こここのところの借金なしが200億円を切るような状態になったと、こういう状況でありますので、当然、人事院勧告で保障されている給与をトップとしてきっちり保障していくと。こんな独自減額はやめるという姿勢をとるべきではないのか。

そういうことからいきますと、そういう人事院勧告で決められているものを、せめてきっちり守っていくという姿勢はいつになったらとるのか、この2点についてお尋ねしたいと思います。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） ラスパイレス指数の関係でございますけれども、一番直近の昨年の21年4月1日現在のラスパイですけれども、下田市はちょうど92%となっております。

近隣の市町と比べてどうかということでございまして、20年4月1日までは下田が一番最低であったわけでございますけれども、21年4月1日、これ独自削減率の緩和ということもございまして、東伊豆町が91.7、河津町が91.3、それから南伊豆町が91.5、松崎町が94.8、西伊豆町が96.1ということになっておりまして、松崎、西伊豆町については下田市よりも高い数値になっておりますけれども、あとの町と比べると下田はほとんど一緒、それを追い越した形になっております。

独自削減率をいつやめるのかということでございますけれども、これは当初から組合とのいろいろな経過もございまして、毎年1年ごとにその削減率を協議しようという話になっておりますけれども、今回、平成22年度をもって、23年度以降は独自削減を実施しないということで組合のほうには伝えてございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第20号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時13分休憩

午後 2時23分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第21号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第21号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

生涯学習課長（前田眞理君） 議第21号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の26ページをお開き願います。

26ページは議案のかがみでございりますが、下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例を次ページ27ページの内容のとおり制定させていただくものでございます。

提案理由につきましては、板戸公民館を廃止するためでございます。

条例改正案の内容でございますが、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の35、36ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの部分を削除するというものでございます。

議案の27ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

板戸公民館廃止につきましての経過につきまして、少し説明のほうをさせていただきたいと思っております。

平成20年5月30日付で板戸区より、板戸公民館を区へ払い下げてほしいという旨の要望書をいただきました。建物の最小限度の補修をしてほしいという内容の修繕要望も、同時に提出されました。その修理箇所といたしましては、天井、屋根、畳等、見積もり金額で申し上げますと約200万円ぐらいの修繕要望でございました。

私どもといたしましては、一度ですべての要望にこたえることができなかったものですが、平成20年度に畳の交換、それから本年度に入りまして屋根の修繕、それから排水路の修繕を実施いたしました。排水路の修繕につきましては、大雨が降ったときに排水路が排水で

きなくなり、それがあふれて公民館の軒下へたまった、それでシロアリが発生したのではないかということをおっしゃっていただきました。それで排水路の修繕と、それからシロアリの駆除をさせていただきました。

以上の修繕を実施いたしましたところ、区のほうからご同意がいただけまして、今回の条例改正を提案させていただいたということでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第21号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第21号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第22号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第22号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） それでは、議第22号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の28ページをお開きください。

議第22号、議題は下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

提案理由です。医療費助成の対象年齢を拡大することに伴う所要の改正を行うためです。助成対象を就学前の乳幼児から中学3年生まで引き上げるためです。

改正条例案は、次ページ29ページをご覧ください。

改正条例案を大まかに説明いたします。

題名を「下田市子ども医療費の助成に関する条例」に改めます。

全体の用語を「乳幼児」から「子ども」に改めます。

用語の定義で、「子ども」を新たに定義し、また、「乳幼児」を定義し直します。

第6条に自己負担の規定を新たに設けます。ですけれども、乳幼児は自己負担の対象にしないという規定をいたします。

あとは、6条、自己負担の規定を設けたため、条の繰り下げを行っております。

それでは、条例改正関係等説明資料で詳しく説明させていただきます。

説明資料の37、38ページをお開きください。条を追っていきます。

題名を「下田市子ども医療費の助成に関する条例」に改めています。

第1条につきましては、用語を「乳幼児」から「子ども」に改めます。

第2条です。1号の「乳幼児」の定義を「子ども」の定義に改めています。そして、第2号を新たに設け、「乳幼児」を定義し直します。これは、後から出てくる自己負担の対象から「乳幼児」、この第2号分を除外するために使います。

あとは、第2号を挿入した関係で、以降の号を条に繰り下げながら「乳幼児」を「子ども」というふうに言葉を改めていきます。

第3条、第4条、次のページの第5条、「乳幼児」を「子ども」という言葉に改めています。

第6条を新たに設けました。自己負担についての規定です。入院1日500円、通院1回500円と規定しております。ただし、先ほど申しましたけれども、第2条第1項2号に規定した乳幼児は、この自己負担を要さないという規定となっております。

第7条を見てください。自己負担をお願いする関係で、医療費の表現を改めています。この表現方法は、平成19年3月まで乳幼児医療費に自己負担があったんですけれども、そのときの条文の表現に戻してあります。

それから、第8条から第12条までは、条を1条ずつ繰り下げつつ、「乳幼児」を「子ども」に改めています。

改正内容はこういう改正になっております。

これで新旧対照表による説明は終わらせていただきます。

議案件名簿の30ページに戻ってください。

30ページは附則でございます。条例の施行期日を平成22年10月1日といたします。

それで、附則の第2項ですが、9月までに診療して保険の給付を受けた医療費は、改正前

の規定、従前の例によるということにさせていただきます。

大変簡単ですが、議第22号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1 番。

1 番（沢登英信君） この条例改正の対応に敬意を表するものであります。そういう意味では、原則賛成であります。6条の規定を設けるということについて大変疑問があります。乳幼児医療を完全に無料にしてきたと、そのところは無料であるけれども、それ以外の「子ども」と表現できる部分のところは500円ずつ取るんだと、こういう規定ですので、何でこんな区分をしなければならないのかと。やはり、無料にすべきで、この6条の規定は削除をすべき規定ではないかと私は思うわけです。

具体的に、入院において1日500円、通院において1回500円、幾らの予算を予定しているのかと。しかも、この予算を予定しなければこの事業が運営できないというものではなからうと、こういうぐあいに思うわけですが、そこら辺の見解を明らかにしていただきたい。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 今回、対象を広げた部分について、500円をお願いするというふうにさせていただきました。県の補助金交付要綱が今度新たに変わります。県は、中学3年までの入院だけを対象にしています。通院は対象にしておりません。通院と入院と比べますと、圧倒的に通院のほうが多いです。ですから、医療費助成をやるんだったら、中学3年までであれば300万円ぐらいで済んだかどうかで。ですけども、お願いして通院までやってもらうということになりまして、各よその市の状況を見ますと、通院までやっていないところもあります。通院だけのところもあります。市の段階で負担金を取っていないところはないわけです。

そういうことで今回、助成対象を広げるに当たって協議を重ねたんですが、財政的な問題、いろいろ問題がありまして、この分を基金のほうへ積んでもらうという話になりました。それで、子育て支援基金のほうへ300万円。なぜ300万円かといいますと、1件500円としまして1万4,000件、10月から2月までの対象期間になりますので5カ月間、300万円と試算ができます。それで、1年間やりますと700万円ぐらいになるんですけども、その300万円を基

金に積んでもらうということで、福祉事務所としては子育て支援センターの運営費、2名でやるつもりだったけれども、どうしてもできそうもないもので、1名無理にお願いしている経過がございまして、その分は緊急雇用で22年度は対応してもらったんですけども、この運営費。それで、将来的に一時預かりとかファミリーサポートセンターとか、そういうふうな施策に使ったほうがいいじゃないかという結論になりました。

そういうことで、負担金を取ることによって浮くであろう300万円は基金のほうへ、来年度からの支援センターの運営費とか、新たにやろうとする一時預かりとか、そういうことでの費用に使っていきたいということで、こういうふうにさせていただきました。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） この500円の徴収で当年度は300万円だと、正常の3月から4月を想定すると700万円だと、こういうお話でありますけれども、大変子供の数が少なくなって、この事業は一つの子育ての大きな支援の柱だと思うわけです。通院まで広げる努力をされたという点については評価をさせていただきたいと思いますが、やはりたとえ500円といえども、これが無料であるということと一定の負担金を取るということでは、その姿勢に大きな違いが出てくると思うわけです。

そして、しかもこの500円の徴収ということになりますと、これに伴います当然徴収手数料といいますが、事務がかかわってくるわけですよ。500円が500円丸々この基金に当たるということではなくて、それを生み出すための費用が出てくるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺の点はどのように考えているのかと。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 負担金を取るということは、医療費から500円を差し引いた金額を医療機関が市に請求するというので、そこで実際の金を集めて市に納入するという行為はありません。請求額が500円少なくなるということですので、そこに手数料等は発生いたしません。請求する行為については……

〔発言する者あり〕

福祉事務所長（清水裕三君） そういうことです。

議長（増田 清君） いいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第22号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

発議第1号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、発議第1号 下田市林道管理条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） お手元に配付されました発議第1号を見ていただきたいと思います。

平成22年3月8日。

下田市議会議長、増田清様。

提出者、下田市議会議員、沢登英信。賛成者、下田市議会議員、藤井六一、土屋誠司。

下田市林道管理条例の制定についてです。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出をさせていただいたものであります。

提案の理由は、林道振興及び林道周辺の自然環境の保全を図るためであります。

恐れ入りますが、資料の中ほどまではぐっていただきまして、発議第1号 林道管理条例の制定についての説明資料にてご説明をさせていただきたいと思っております。

この条例発議をするに当たりまして、参考とさせていただきました資料は、市原市の林道の管理に関する条例、日向市の林道管理条例、あるいは南丹市の林道管理条例、本山町の林道管理条例等であります。

なお、この説明は、現在、下田市にございます下田市林道維持管理規則と対比させて説明をさせていただいております。

目的の項であります。第1条、この条例は、森林の健全な育成を図るため、下田市が管理する林道及びこれに隣接する林地を保全するとともに、林道の機能が十分に発揮できるように、良好な状態で維持管理することにより、林道振興及び林道周辺の自然環境の保全に資することを目的とするものであります。

現在ある管理規則とどこが違うのかということではありますが、自然環境の保全ということをやっているところが新たにつけ加えられたところであります。

森林法及び林業基本法等によりまして、林道は一つの森林を活用するための施設であるというぐあいに認識がされているところであります。したがって、一般道とは違うわけであり、そういう点で、林道が単に森林経営のみではなくて、ハイキングに使う、あるいは観光に使うとか、林道の活用が社会的に広がってまいりました。したがって、それに伴いまして、自然環境の保全と森林の持つ自然のすばらしさを振興していこうということが第1条の目的としてつけ加えられたと。

現在あります管理規則においても、その裏側には当然そういうものが含まれているわけですが、文言上明確にしていこうということでもあります。したがって、単純に産廃の車を通させないように措置をしようと、そういうものではないと。基本的に林業の振興を図っていくんだと、これが本来の目的に供する条例をつくっていくんだと。それが、現時点で条例というものは残念ながら定められていない。しかも、こういう状況の中で、国・県を通じてこの条例をつくりなさいという指導が各自治体に届けられてきているわけであり、そういうものの要望にこたえようという提案であります。

なお、林道の使用について、一定の規制を加えざるを得ないという現状が現在出てきているわけですので、それらのものは地方自治法の第14条第2項によりまして、義務を課し、権利を制限するには条例によらなければならないと、こういう自治法の規定があるわけであり、したがって、国・県は条例をつくりなさいと、こういう指導をしていると。指導しているだけではなくて、具体的に標準条例の案文まで提示をしているところであります。

第2条の林道の定義につきましては、ほとんど同じでありまして、下田市の民有林林道管理台帳というものがございまして、この台帳に登録されたものが林道と認定されると、こういうことになると思います。

現在、下田市におきましては、15路線の林道がこの台帳に登録されております。そのうち、3路線のみが県道から県道あるいは国道、いわゆる一般道に通り抜けることのできる林道になっているわけであり、その3つは、ヒノキ沢線、寝姿山線、それから落合縄地線等の3路線が通り抜けることのできる、ほぼ4メートル幅の道路であると。舗装されているところ、舗装されていない林道もあるわけであり、

第3条は、林道の管理は市長が行うということで、この規定も、規則でも既に定められているところでありますが、規則と対比をいたしますと、規則の4条、5条で、良好な状態を保ち、あるいは林道の機能保全、交通等は市長がやらなきゃならない仕事だと定めてあるわけですが、これはあえて表現をしなくても、林道の管理は市長が行うということの中に含ま

れているということで、条文をすっきりさせる意味で、条例案の中からはこの部分の規定はしておりません。

第4条であります、第4条が新たに設けられた部分で、使用許可の条文であります。「林道を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を必要としない」と。1は、林産物の搬出等々でございます、3はハイキング等、本来の林業に使うもの及びレクリエーションや徒歩でハイキングで利用するようなものについては、全く規制をしないと。むしろ、こういうものの利用を促進をしていくと、こういう観点に立っているわけであります。

4条の(5)の例外規定としましては、前各号に掲げるもののほか、市長が災害や緊急時などで特に認めるものということの規定をここで設けているわけであります。

4条の使用許可の基準、それを許可する基準につきまして、第5条で使用許可の基準を定めております。この基準の特徴点は、第5条の(6)林道振興及び森林の保全目的以外に、1カ月以上長期にわたり使用することを認められると。長期の使用というのは、本来の林道の使用とは違いますので、これらのものはきっちりチェックをしていこうということと、第2で、「市長は、林道使用の許可に際し、林道の管理上必要な条件を付し、又は制限をつけることができる」、管理者としての権限を明確にしているものであります。

第6条は、占用の許可であります。占用の許可は、現在ある規則においても占用の許可は定めているわけでありまして、第6条は同様の趣旨で占用の許可を定めているものであります。

許可を定めると、その基準がどのようにして許可を出すのかということが必要になりますので、第7条におきまして占用の許可の基準を定めさせていただいております。これも規則と同様であります、その1に掲げますのは、林道の構造又は通行に支障がないものであること。周辺の環境保全に支障がないものであること。風水害等の災害対策に支障がないものであること。第3号に掲げるもののほか、林道の管理上支障がないものであること。このような基準で占用許可の基準を定めさせていただきたいと思うものであります。

なお、8条であります、危険防止の指示ということで規定をいたしております。これは、林道沿線の土地所有者もしくは管理者に危険防止の指示をすることができ、この指示を守ってくれるように、文言上明確にした趣旨であります。危険防止の指示、第8条「市長は、林道沿線にある土石、竹木若しくは施設等が林道に損害を及ぼし、又は通行に危険をもたらすおそれのあるときは、その所有者若しくは管理者に対し、損害又は危険を防止するに必要な

措置を指示することができる」と、2項で「林道を使用する者は、この条例で定めた事項及び市長が設置した標識等の指示事項を遵守し、交通の安全に留意して通行しなければならない。」というものであります。

第9条は、禁止行為であります。これは、林道維持管理規則では第6条に定められている内容であります。この中では第4項 9条の(4)ですね。林道を使用して、土砂、残土、廃棄物等を最大積載量4トンを超える車両で運搬する行為については禁止行為だと、やってはいけない、こういう定めをしたいということであります。

一般質問の中でも、副市長自身が、ヒノキ沢林道あるいは寝姿山林道にしましても、大型車が通れるような構造を持った道ではないということを明確にしているわけであります。したがって、市内の産廃あるいは土石、産業廃棄物だけではなくて、それらの車は大体4トン車が利用されていると、こういう現状であれば、何とか今の道なりであっても、4トン車以上のものを制限していけば林道としての道の保全が可能であろうと。それ以上の10トン車とか11トン車、あるいは特殊なトレーラーがこの林道を通るといようなことになると、林道を道そのものを破壊してしまうと、道路の管理上好ましくないと、こういう点で制限をする必要があると思うものであります。

次の第10条であります。通行の禁止または制限ということであります。これは、既に林道の維持管理第7条で定められているところでございます。ここを文言上、特に明確にしていこうということで、2項をつくりました。「市長は、前項の目的を達するため、林道にゲート等必要な施設を設置することができる」と。道でありますので、この管理については、ゲート等をつくれれば大型車は通れないといようなことが、措置としては十分実行可能であると。当局は「実行できない」と、こういうような答弁をしているわけですが、維持管理することはまさにゲート等で十分にできる体制が考えられるということでもあります。

第11条であります。工作物の設置の許可、「林道又は林道に接続する土地において、施設等の設置又は道路の開設、若しくは改良又は土地の形質を変更しようとする場合は、市長の許可を受けなければならない」、第2項で「市長は、前項の許可に対し、林道の管理上必要な条件を付すことができる」と。これは、土地利用委員会等の指導要綱もございしますが、1,000平米以下のものにつきましては対象にしておりません。林道の沿線につきましては、1,000平米以下であってもこの条例をもって許可を受けてほしいと、こういう規定にしたいと思うわけであります。そうでありませんと、本来の林業振興を図るといことが十分に進んでいかないと。道ができますと、どうしても開発が進むわけですが、林業

振興以外の開発がどんどん進んでしまって、それにストップがかけられないという状態であってはいけないと思うわけであります。そういう観点からこの条例をつくる。

したがって、この条例の組み立ては、4条の使用の許可申請と6条の占用の許可、そして11条の工作物の設置の許可、許可として3種類の許可があると。その他のものについては自由にお使いをください。特に、林業そのものの振興にかかわるもの、ハイキング等々のものについては、全く許可も何も要りませんと、こういう枠組みになっているわけでありませぬ。

12条は、11条の許可をおろすに当たっての基準を定めたものであります。

13条におきまして、「市長は、第11条による許可申請の審査に当たって、あらかじめ当該工作物の設置等に利害関係を有する者の出席を求めて、公開による公聴会を置かなければならない」。これは、林業振興のために、あるいは木を植える、木を伐採するというようなための施設をつくらうというようなときに、長期間その林道を使用するというような場合に、やはり関連する土地所有者等々を含めたきっちりした公聴会を開いて、了解を得た上で振興が図られるというようなことが必要でありますので、公開による聴聞を行わなければならないという規定を設けたものであります。

なお、維持管理規則におきましても公聴会の実施という項目があることを、参考までにお伝えをしたいと思います。

14条であります、「市長は、第4条6項及び第11条の次の各号のいずれかに該当するときは、許可の取り消し若しくは林道の原状回復等必要な措置を命ずることができる」ということで、虚偽の申請をして、偽りの許可をとったというような場合には、ここの部分で許可の取り消しを行うということでありませぬ。

なお、15条、権利譲渡の禁止規定であります。これは、同様に現在の規則でもこの条項があるということでありませぬ。

16条、違反に対する措置ということで、「市長は、この条例に違反した者に対し、林道の使用禁止を命ずることができる」というわけでありませぬ。

参考にしました条例、特に市原市等の条例におきましては、罰則規定を設けている条例もございます。罰金10万円を取るとか、会社の従業員が違反を起こした場合は、その会社の責任者、会社そのものも罰則を受けるんだと、いわゆる両罰規定を設けているところもあるわけでありませぬが、この目的からいまして、下田市におきましては罰則、両罰規定まで設ける必要は現状の中ではなからうと、こういう判断をいたしました。林道の使用を禁止をして、

それをきっちり守っていただく、あるいは林道の使用に一定の制限をして、ルールある利用をしていただく、こういうことが条例の趣旨として、罰金を取るというようなところまでの規定は要らないのではないかと。そういう規定を設けるためには当然、県との協議調整、県警との打ち合わせ等が必要となるかと思いますが、議員個人が提案する条例といたしましては、そこまでの協議はできかねるという事情もございますので、そのような形で提案をさせていただきますのものであります。

第17条は、「市長は、林道の使用方法に適正を欠いたため生じた損傷又は損害については、その使用者に対し、林道を原状に回復させ、又は損害賠償を求めることができる」という規定であります。

条文は以上でございますが、本文に戻って、4ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、22年4月1日から施行する。

2項としまして、「この条例の施行の際、現に下田市林道維持管理規則（平成7年下田市規則第5号）により許可を受けている者は、この条例の規定によって許可を受けたものとみなす」ということであります。

なお、余分ではありますが、管理規則の廃止につきましては提案ではなくて、この条例がなったときに、当局に手続をとっていただいたらよかろうかと思います。

さらに、これに伴います施行規則につきましては、条例の精神だけ定めていただいて、どのように運用し、申請書類の書式をするかということにつきましても、実際に実施をする当局の皆さんにつくっていただくのが一番ベターであろうというようなことで、提案者としては施行規則までは提案をしないということで、皆さんにお諮りをお願いをするところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（増田 清君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番。

9番（増田榮策君） 大変研究はされていると思いますけれども、疑問点は何点かあるので、質問いたします。

まず、林道の性格でございますけれども、林業、林業といいますが、農道でも林業でも、将来は土地を持っている者が住宅やそのほかの施設を建てる例は、もう幾らもあるわけですね。これによると、林業の振興といいつつも、要するに明らかに企業の縮小または

できないようなことをうたっている条例だと私は思いますけれども、その点についてご見解を聞かせていただきたいと思います。

次に、第15条でございますけれども、4条、6条及び11条により許可を受けた権利は譲渡することができない、こういうふうにありますけれども、これは法人であった場合は譲渡するものは当然出てくるとは思いますけれども、この辺はどうするのか、その辺についてお伺いいたします。上級法との兼ね合いをどうするのか。

それから、条例の一番後ろなんですけど、林道の15路線ある中の国道に通り抜ける林道は3路線ということで、対象がヒノキ沢林道、寝姿山、落合縄地線、これでありまして、この対象は明らかにヒノキ沢林道を対象にしているものであるという、私はそういうふうにちょっとと思いますが。

そこで、ヒノキ沢林道の今までのできた経過といいますと、経過は皆さんご存じのように、林道の名前はついているけれども、林道そのものの成り立ちが、蓮台寺の奥に大きな採石場があり、その大型ダンプによる粉じん公害で、蓮台寺のまちの中が相当な粉じんの被害を受けたという、公害があったわけですね。その公害により、水を散布しておりましたけれども、それでも追いつかないほどの公害があったと。そのことにより、業者に負担を求めて、いわば民間の資本を一部利用して、現在でいえばPFIと同じような、民間の資本を利用してヒノキ沢林道をつくったいきさつはご存じかと思いますが、この林道は他の林道と違って、林道の使用そのものの性格が、林道といいながら違うのではないかと、そういうふうに思いますけれども、この点はいかがでしょうか、まずお尋ねいたします。

議長（増田 清君） はい。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） お答えしたいと思います。

林道の先に住宅の開発地ができるようなことがあるのではないかと、それについてどうなのかと。法の解釈からいきますと、林道はあくまで一般道ではございませんので、それを道として開発するということは困難だろうと思います。別のきっちりした手続が必要に、そこは建築基準法等が必要であれば、そういうものが必要になるだろうと思いますし、そういうものがなければ、必ずしも林道を使わなくてもできるというようなことになるのではないかと思います。

そして、状況の中でよく業者が議論をしてきますのは、既に通れるようになっているんだから、これは一般道と何らか変わらないと。警察の管理する道路と変わらないじゃないかと、

こういう議論がよくされるわけです。業者の規制を受ける側としては、そういう裁判例も起こされていることも事実かと思いますが、林道が一般道と違うということは法的に明確にされてきております。したがって、警察が管理するものではなくて、その補修等々はすべて市長の裁量で行うと、こういう道路であるということは法的にも明確になってきて、幾つかの裁判例も町が勝訴をしているという実態になってきております。

したがって、一般の道路のように、警察が速度制限をすとか、警察がカーブミラーやガードレールを設置するというようなことはないわけです。すべてそれらのものが必要であれば、市長の権限で市が行うと、こういうことになる道路であると。したがって、市長の権限内で林道の管理というのはできるんだというのが今日の確定した見解であろうかと思えます。

それから、採石場等の公害を蓮台寺の温泉街を通らずに解決するためにつくった道ではないかと、こういう側面のご指摘があったかと思うわけですが、昭和35年ぐらいまでは、ヒノキ沢林道は大賀茂へ通り抜けできませんで、頂上付近ちょっと手前ぐらいまでの通り抜けできない林道だったわけです。林道であることは間違いなかった。そこに碎石の蓮台寺の公害問題が出てきまして、林業の振興とこの公害問題をあわせて解決をしようということで、通り抜けのできる林道として供用開始がされていったと、こういうことですので、はなから蓮台寺の碎石公害を解決するための道としてあったわけではない。まず林道としてあったものを、通り抜けができるような形の林道として改良を加えていったというのがその経緯であります。したがって、4メートルの幅員以上はないと、ある場合には3メートルぐらいしかないところもある。3メートル50から4メートルの範囲の道になっているという状態でありまして、道路構造からいっても、いわゆる一般道路として決められている道路構造令に従ってつくった道路ではないと。林業の振興に耐え得る道の強度があればいいという形の措置しかされていないという、こういう道でございます。したがって、現在におきまぬ法的な規制というのは、あくまでも林道の範囲のものであると。

それから、下田にはございませんけれども、例のスーパー林道というような形で、8メートルもあるような、きっちりした舗装された道も、林道の規定の中にはあろうかと思いますが、下田にはそういう道はございませんので、あくまでも林業振興の道の一般としてヒノキ沢もあるんだということであります。

そういう意味では、皆さんよくお歩きになるのは寝姿山林道だと思うんですが、旧白浜街道から入ってきまして、水道課の貯水池がある女郎畑というんでしょうか、女郎山というん

ですか、そこまでの区間で、これは通り抜けて、あそこの外浦というんですか、柿崎の旅館のところから抜けてくる道になっていると思うんですけれども、これらもとても、ここは4トン車も入っていいのかなという.....

〔発言する者あり〕

1番（沢登英信君） 一部農道につながっているんですか になっていようかと思えますけれども、どうしてもそういうことからいって、林道全般からいきますと、4トン以上の車が通っていいという道路構造上の強度もないし、形態からいってもそういうところをひっきりなしに10トン車が通るといようなことは、観光の面からも林道の面から、いろんな面からもご遠慮をいただくということが必要であろうというぐあいに考えております。

〔「15条の」と呼ぶ者あり〕

1番（沢登英信君） 法人の関係でございますが、1カ月以上の継続した使用は、基本的に林道のあれから認めないということをやたしてございますので、譲渡ということより、それは改めてとり直していただくということのほうが実情に合っているということで、譲渡して、どうしても事情があって許可のできないような会社が譲渡で取得するといようなことは、やはり制限していかなければならないという、そういう考えでつくらせていただいております。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 林道と農道の概念が、提案者とはちょっと違うんですけれども、例えば寝姿林道はビューホテルの入り口から水道の、農道は途中までです。その農道を使って、ホテルもやっていますよね。ペンション、ホテル、たくさんやっていますよね、そうでしょう。それから、上のほうは何も、林道ですから全くありません。それで、現状を見ればわかりますけれども、坂ですから、舗装してありませんからもう掘れて、道路が使っていないくても壊れています。はっきり言って、現状はそうなんですよ。林道も農道も、長くあれすれば、使わなくても壊れるんです。使うことによって、そこにお金を落とすか、お金をおとさないかも問題なんです。

ですから、林道や農道を使ってごみを運んで、不法投棄するのを防止するというんだら、私はもろ手を挙げて賛成なんですけれども、実態は法人とかそういうものが使っていると、これは著しく不利益になって、裁判の訴訟の対象にもなり得るから、これは慎重にしたほうがいいというのが私の考えなんです。提案者の気持ちはわかりますけれども、そういうあれなんです。

実態を見ると、農道と林道の使い方は、そういう使われ方をしているわけです。そこで、やはりこれは一度、例えば許可したとか、法人があるところへこういうものをつくると、やはり著しく営業、また企業のダメージを生じるおそれがあり、また、それが裁判になるおそれが出てくるから、慎重にしたほうがいいのではないかと、そういうふうに私は思っています。

それともう一つは、先ほど、許可を受けた権利を譲渡することはできないということになっていますけれども、これは上級法でいえば、法人はあれですよ、だれでも権利売買はできるわけです。これは名前を変えることができるわけなんです。これは、はっきり言えば、ざる法と一緒にです。これ、だめといっても、条例で決めても、それは実行できないんじゃないかなと私はこれが気になります。

それともう一つは、ヒノキ沢林道を含めて、やはり林道のあり方、管理の仕方というのは今までどういうふうに成り立ってきたかということ、そういう制限というのは今までないんですよ。はっきり言って、林道を制限してきたという例はないんですよ。

そうしますと、例えばこの3路線については、確かに国道や国・県道になりますけれども、ヒノキ沢林道においては、明らかにこの林道の開設は公害防止の、要するに業者との協定において蓮台寺を通させないということにおいて、当時の町と業者と住民との締結によってあそこを開設したんですよ。沢登さんもお存じかと思うんですけども、開設したんです。その際に、やっぱり町の予算プラス業者の予算というのも入っているんです。

それと、あともう一つは、これはごみの違法問題とは切り離して私は考えたいんですが、たとえ違法であっても、道路が壊れたときは、今まで市がこれを修理する負担を求めてきているんです。これがあるんです、求めてきているんですよ。この点について、沢登さんはどういうふうに考えますか。

議長（増田 清君） 1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 林道の開設が採石場のダンプ公害を解消するために行われたと、こういう側面がないとは言えないと思いますが、その手法はあくまでも林道を開設するというところでやってきているわけです。ですから、そこをダンプ公害が、どなたでも自由に通っていいという道にするというなら、これは林道ではなくて、一般道として道をつくりかえればいいと、こういうことになるわけです。

しかし、ヒノキ沢の現在の道は、あくまでも林道であります。そのかぶっている法律体系は

森林法であり、その中の規定の林道だということですから、林道の管理を管理条例の中にかぶせるということは当然であると、私はそういうぐあいに理解をします。

それから、なお、法人の関係の譲渡については、これは一つの大きな権利なのかという、やはりそうではなくて、占用の許可ということで、林業を振興するための基本的には許可でありますので、それを大きく譲渡しなければならないというのは、森林をどなたかに売るとか等々のことがあって、その人が林業できますよと、こういうことが想定されると思うわけです。

そうしますと、それらのものは譲渡というよりも、所有者がかわって、開発の仕方、林業振興のやり方が変わってくれば、新たに市に説明をしに来てもらうというのがむしろ妥当だと。譲渡だからそのままいいんだというようなことではなくて、ご相談に来てもらうのが一番ベターではないかというぐあいに思いますし、他市で既に行っているほとんどの条例規定は、調べてみますと、譲渡につきましてはこういう規定をお持ちのところのほうが多いと。規定を持っていない条例のところのほうが、むしろほとんどないという形になっておりますので、そういうものに倣ってこういう規定を設けさせていただいたものであります。

それから、なお、この条例は、当初申し上げましたように、産廃の車だけを規定するんだと、こういう観点の条例ではない。林道を森林振興のための、自然をより有効に利用するための条例として提案をしているんだということですので、不法投棄等の問題も当然触れているわけであります。この道を使って林道沿線に不法投棄してはいけないと、そういうことを許すような管理であってはいけないという規定を、この条例の中に設けているわけでありませぬ。

したがって、全く産廃や土砂を運搬する車は通ってはいけないということではなくて、道路の構造上4トン以上の車が通るということは、道路を壊してしまうので遠慮願うんだと。しかも、道路の管理は市長が、市が行うわけですから、それらの費用は市が持つと。あるいは市が何らかの理由があって、利用者の一部から負担をいただくということはあるかもしれませんが、この条例でそこまでうたうべきことではない。むしろ、林業振興の観点から、道路の維持は市長が市の責任において修理をする。業者が勝手に、穴があいたから直すんだということを許しておいたのではきちりした管理ができないと、こういう観点を条例を定めたものであります。

以上です。

議長（増田 清君） 9番、3回目です。

9番（増田榮策君） ちょっと見解が違うので。ほかの林道においては、確かにそうかもしれない。確かに、沢登さんの言うとおりのかもしれないけれども、新しくできるものだったらこれでいいかもしれないけれども、ヒノキ沢林道というのは特殊なんですよ。できた当時の状態が特殊なんです。あそこは林道といえども、私が先ほど言っているように、業者に一部負担してつくらせているんです。それで、今まで、ダンプカーを通すことは認めてきているんですよ。沢登さんも承知のとおり、あそこはもう何百回、何千回のダンプカーを通すことを認めてきているんです。それによって、道に穴があいたりとか、舗装がはがれたことは業者に求めているんです。業者が自主的にやっているわけじゃないんです。はっきり言って、業者に今まで求めてきたんです。だから、そこが違うんですよ、成り立ちが。だからこそ、あそこが今まで通ってきたんです。その見解がちょっと違うので。

だから、私は、現に営業している企業が著しいダメージを受けるような、極端な条例はやっぱりそぐわないんじゃないかなというのが私の意見です。別にこの条例そのものが悪いというわけじゃないんです。裁判になる可能性があるから慎重にしたほうがいいのではないかと、こういうような老婆心ながらの私の考えなんです。そこがちょっと見解が違うので。

もう一つ言いますと、例えば寝姿山林道は、もう既に林道と農道のドッキングなんですけれども、農道でありながらも、もう既に一般道と同じように、ホテルやペンション、そういったものも営業されているんですよ、はっきり言って何軒も。そういう道は有効に、林業でなくても有効に利用するのが、やはり僕は道のあり方だと思うんですよ。林道だから、これは林業振興だけに限って、あとはもう一切まかりならぬというようなものではなくて、やっぱり何らかの形で利用するのが僕は林道のあり方で、仮にもし林道で不都合だったら、市道に格上げしてもいいじゃないですか。そういうふうに、やっぱり建設的に考えないと、道路の使用というのはあくまで限定されるものじゃないんですよ。本来、道路の使用は限定されるものじゃないです。

林道で交通事故が起こっても、農道で交通事故が起こっても、警察へ連絡すれば必ず交通事故になりますよ。だから、やはりこれは、交通安全等の面から見ても、交通のルールが適用されることは事実なんですよ、林道であっても農道であっても。これははっきり言って、交通ルールなんていうのは適用されないということじゃないんです。ですから、私は、林道であっても農道であっても、使い方によってそれを限定するということは、やはりこの条例の趣旨からいったら無理があるのではないのかなと、こういうふうに思いますので、最後の沢登さんのご見解をお伺いいたします。

議長（増田 清君） 1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 下田市林業維持管理規則の中には、通行の規制については全くうたっていないわけです。そして、規則ですから、当局の権限におきまして、11トン車までは通っていいと、11トンを超えるトレーラーのようなものは通ってはいけないという形でやってきたことはご承知のとおりだと思います。しかし、それは、あくまでも条例ではなくて、当局の権限で当局が勝手にやってきたと。11トン云々というのは、規則を見てもそんなことはうたってありませんで、この規則の運用を各係の段階でやることでそういうぐあいに運用してきたということは承知であります。

しかし、そのことによって大変な公害が発生していると、森林法に相違反するような森林の枯損が起きていると。ミカン畑にすすが起きてきていると、こういう状態が出てきているわけですので、これらのものに一定の規制をかけるというのは当然のことだと、市民の権利として当然のことであると、私はこう思うわけです。しかし、そういう利用されてきている経過があるので、どういうところ辺までの規制をかけることが妥当かなということの判断は、おっしゃるとおりにしなければならぬということになるかと思えます。

そして、私の見解ですと、4トン車以上のものはやはり害を与えて、外部から来る産廃の車は大体10トン以上のもので来ないと経済性がとれないというような事情があって、大型のものが外部から来るわけですから、市内の産廃等々のものについてはご利用くださいと。しかし、外から来る他車の大型のもので林道を壊してしまうようなものは今後、ご遠慮いただきましょと、こういう妥当な判断を皆さんに私としては提案をしていると、こういう理解をしております。

ですから、その経緯も、ご承知のように知らないわけではございませんし、ここの地域を森林施業計画から外してしまっ、分譲地にするんだと、こういう開発の地域にするんだという市の見解であれば、それはそのようにしていただいて、林道ではなくて、市道なりほかの一般道に格上げというんでしょうか、切りかえていくということはやぶさかではないと思いますが、現状の中では林道でありますので、林道としての法律体系の中で林業振興に寄与するということを第一に考えた道として、市長に管理運営をしていただくということが妥当ではないかと、こう思うのであります。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 条例の起草、どうもご苦労さまです。何か大変苦労されたというようなお話を、原稿は担当課がつくったやつをもとにしたとかというお話も聞いたりもするんですけども。昨日もらいまして、ざっと読ませてもらったんですけども、ちょっと何かよくわからなくて、迷子になりそうな条文だなと。もちろん、議論の価値がないとかということはないわけでありまして。

幾つか、条文のほうで最初に質問したいと思うんですけども、第1条の林道の定義ですが、この条例において林道とは、主として林産物の搬出及び林業振興を行うための道路であってというのが定義になっておるんですが、ヒノキ沢林道の現状は、林業よりも、むしろ生活道路、あるいは通り抜け道路としての利用のほうが多いんじゃないかと。つまり、現状を考えると、この条例における林道にヒノキ沢林道は当たらないんじゃないか、現状ですよ。

現状、ヒノキ沢林道は、この条例における林道の定義、すなわち主として林産物の搬出及び林業振興を行うためには使われていないんじゃないのかと認識をするんですが、その点の見解をひとつお聞きしたいということですね。

それから、第4条では、許可を必要としないということが5項目ほど出ているんですが、現状を見ますと、夏の渋滞時やなんかにあのヒノキ沢林道を通り抜けて、わき道というんですか、抜け道として結構使っているんですよ。使っているんだけど、ここでいう2号の生活道路でもないし、1から5号のところいずれにも該当しないんですね。そうしますと、夏の渋滞のとき抜ける道路、市長の許可がないと抜けちゃいかんよと、こういうことになるんじゃないかと思うんですけども、その点のご見解やいかに。

それから、第5条の6項において、林道振興及び森林の保全の目的外に1カ月以上の長期にわたり使用することが認められるときには、使用を許可しないと、こうなっておるんですが、4条4項では、11条の規定により、市長の許可を得て設置した工作物、施設等の所有者またはその利用者がするときは許可要らんといっているんですよ。

11条をちなみに見ますと、「林道又は林道に接続する土地において、施設の設置又は道路の開設若しくは改良、又は土地の形質を変更しようとする場合は、市長の許可を受けなければならない」。ここで許可を受けたら、4条の4項において、許可を必要としないで使用することができるようになっているんです。この施設を持っている人が1カ月以上長期にわたる使用することがあったら認められないというのは、これおかしいんですよ。4条じゃ使っていていいといっているわけですよ、許可は必要としないといっているわけですよ。ところが、

11条の許可を受けた人は、5条にいくとだめだというわけです。条文として整合性とれていないんじゃないかと、こう言わざるを得ない。

それから、現状ヒノキ沢林道は、定義においては林道にならないから、その場合は問題ないんですが、これをここの条文でいう林道であるとするならば、現在、林業以外の業者さんが事業所を持って運営しているわけですよ。そこで、車も当然通っているわけですよ。それはもう1カ月以上になったって、当然通るわけですよ。それらの実質的な営業を禁止行為ですからね。「次のいずれかに該当するときは、林道の使用を許可しない」と、禁止しちゃっているわけです。これ、実質上営業できないと。そういうことが果たしてできるのか、できないのか、あるいはしていいのか、悪いのか。

こんなこと言っちゃ申しわけないけれども、共産主義国家においてはこういうことは往々あるかもしれない。しかし、自由主義経済においては、営業の自由というのはかなり広範に認められるわけですよ。これが道路を使用できないというようなことをね、私申しわけない、市の条例でやるのが適切なのかと。そして、実際できるのか。

沢登さんもお存じのように、法律を守るのは、最終的には暴力装置があるからです。一義的には警察、最終的には軍隊、軍事力、この強制力があるから、法は守られることを担保するわけですよ、刑務所へ行っちゃいますからね。ところが、そういう暴力装置、強制措置を市は持っていないんですよ。違反したときに、だめだおまえ刑務所へ行け、留置するぞと、逮捕権がないんですよ、担保するものがない。

それで、こういうことを実際やって、実際の効力があるのか、ないんじゃない。これは、例えば白浜の海水浴条例でイタチごっこをやっているんだけど、これでだめだよと、通しちゃだめだよ。じゃあ、一体どうやってそれ担保するんだと。この条例で動かなきゃならないのは市の職員だけです。市の職員が1年365日、24時間あそこでね、ゲートで車をとめられるのかと。荷物を積んできた10トン車が来たと、じゃあそれを市の職員がとめられるのか。とめられなかったら、市の職員は条例遵守違反じゃないか、こういう議論が成立するんじゃないかと思うんだけど、それはいかにしても乱暴な議論ではないのかなと思うわけね。つまり、市は制限条例をつくってもいいんでしょうけれども、それはやっぱり現実として行える、あるいは営業の自由等を著しく阻害する、これなんか全くできなくなっちゃうわけですから、そういう条例というのはいかがなものかなと、こういうふうに思うわけですよ。

11条の施設の設置、開設もしくは改良または土地の 新たにつくるときは市長の許可を受けなきゃならないとなっております。ところが、現実にはもう既にあるわけです。現実に

既にある業者があって、そこの車が実際行き来している。じゃ、これについてはどう対応するのか、条例上はないんですよね。これ新たにやろうとすれば、11条に出てくるけれども、既にあるものに対してはどうなんだと。既にあるものは、5条で使わせないと。それはちょっと、いかにせんととも乱暴過ぎる話なんじゃないのかなと思うんですがね。

それから、僕もいろんな事業所さんを相手に商売してまして、林業の業者さんともおつき合いがあるんですけども、実は林業の車ってかなりでかいんですよね。あれは木材を、それは何トンもある木材をたくさん積むので、10トン以上の車なんですよ、木材搬出の車というのは。だから、木材を搬出するというと、ちゃちい道路じゃすぐ傷みますよ。本当に木材入ったら、がらがらがんがん林業の振興ができ上がっておれば。だから、むしろ頑丈な道路をつくらなきゃね。そういう意味でいえば、4トン車以下だけで林業の振興というのは僕はちょっと難しいと思いますよ。林業の採算を考えると、やっぱりある程度の丸太をね、それは一遍に搬出していかなきゃ採算とれませんからね。だから、林業の振興を第一義でいうのであれば、4トン車以上は通さないよとかなんとかという、そういう制限は林業の実情には合わないんじゃないか、そういうふうに思いますね。

再三、産廃の車を規制する目的じゃないよとおっしゃるんだけど、しかし、昨日の一般質問の経緯の中から、副市長に何で林道の管理条例を提出しないんだと、こういうようなご質問もされている、こういう経緯も踏まえると、やっぱり産廃を目的にしているんじゃないか、こう推測しちゃうわけですよ。その推測はあながち的外れでもないだろうし、多分、私だけの推測ではないんじゃないかなと思うわけですよ。

産廃については、僕もそれはないほうがいいですよ。県は許可するべきではないと思います。それで、これね、もし県が不許可だったら要らないんですよね、通らないんだから。つまり、不許可、絶対反対で認めないといって、あそこを通らないんだったら要らないんですよね。要らないと言っちゃ悪いけれども、先ほど言ったように、林業だけでいえば、大型は通るんですよ。

そうすると、つまり、絶対反対だ、だめだと言いながら、県は許可するんじゃないかと。だから、これが歯どめにしなきゃならないとか、そういう思惑が見えてきちゃうわけです。だから、絶対反対で、もうダンプ通さんと、産廃は道路を通さんと、こういうことで県知事が決断をして不許可にすればね。今、この時期にどうしてもこの林道のやつ、まだまだ僕は条文は精査したほうがいいと思うんですが、そういう精査をした後で出せばいいのであって、今なぜこれを出さなきゃならんのかということなんでして、その点を最後にお尋ねします。

〔 1 番 沢登英信君登壇 〕

1 番（沢登英信君） 最後の質問が一番熱が入ったかと思imasuので、そこから答弁をしたいと思imasu。

林道のこの管理条例をつくる趣旨は、必ずしも産廃だけではございませぬ。しかし、今、一番林道及び林業を破壊しているのは、産廃のこの問題であることも事実です。したがって、この条例が産廃の通行に対して一定の規制をするというのは当然のことだと、今、現状にそういう問題が起きているわけですから。

ただ単に、しかし、これは法律論争でいったときに、特定にそこだけ絞って規制をかけるんだというようなことは、法律の趣旨からいって正当ではない。したがって、この道を使って不法投棄をしたり等々のことも、きっちりこの条例で管理をしていくんだと、こういう立場に立っているということをまずお伝えをしたいと思imasu。

それから、林業は10トン以上のもので行うということも、ご指摘のとおりだと思imasu。したがって、林業にかかわる車両等の通行は全く制限をしておりませぬ。ですから、林業上、その道に耐え得るものであれば、たとえそれが11トンであっても通行可能であると……

〔 発言する者あり 〕

1 番（沢登英信君） まあまあ先にご答弁だけ。そういうぐあいにしてありますので、制限をしていない。林業の振興のために、もし11トン車の通行が必要であるということになれば、今の現状の中では市当局も道路構造上問題だと、こう言っているわけですから、11トン車が通れるような措置をして、そしてご利用をいただくということになるんだらうと。

それから、なお、一番最初にされました営業を制限するものではないかということですが、平成11年4月27日ですか、業の取り消しを受けた以降、ここの林業沿線の業者は、業としては営業できないことになっているわけですから、営業行為はない。事務所があってもそこでの営業行為はないんだと、こういうことありますし、実際にしげく使っておりますのは、4トン車程度のものの出入りはしかしあると。ですから、それは制限をしないと、こういう規定になっているわけですから。

それから、この条例の施行は職員がやらなければならないのではないかと、こういう側面もあります。産廃等々の業者等々からいきますと、すぐに裁判ということになるわけですから、経過から見ても、市長が訴えられたり等々のことになるわけですから、そういうような法的な争いになったときに、法的に対応できる条例をつくりなさいというのが国の指導なんです。県の指導なんです。それが今、下田市にないんです。したがって、それは道路の差しとめ請

求をすとか、そういう形で法的に争っていくと。ただ単に職員に体を張れというようなことではなくて、この条例がありますと、国の定めた裁判所に訴えを出して、国の判決を受けることができる。道路の使用の差し止め請求とか、使っちゃいかんということをきっちり法律的に結論を得ることができるという、そのもとになる条例だということでありませう。

したがって、今、伊藤議員のほうからご指摘いただきました3点等につきましては、既に最初にお示ししましたように、市原市、本山町を含めて、この4つだけではなくて、もう産廃等々や林道の、森林の被害を受けている多くの自治体でこういう条例をつくって、実施をしている。下田市が初めてやるというわけではないと、もうほとんど多くの市町村で、こういう問題を抱えている市町村で、こういう条例をつくって対応をしているというのがその実態であります。

以上です。

議長（増田 清君） いいですか。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 答弁漏れですか、指摘してください。

3番（伊藤英雄君） 例にとって、主として林産物の搬出及び林業振興を行うためとなっておりますけれども、現状は生活道路あるいは通り抜け道路として使っていて、ここでいう林業のほうに当たっていないんじゃないか、現状は。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） すみません。その点についてのお答えをしなかったようでございますが、私も365日そこへ行っているわけではございませんが、自分が少ない中でも、議員の中では一番この林道沿線を見ているのではないかと自負しているわけでありませうが、行きますと、おじいさんの人が森林の世話をしております。軽トラで行ってやっているというのが実態だと思います。それ以外通りますのは、先ほど言いましたように、そこに事務所を持っている人たちの4トンぐらいの車が通っているというのも実態でありませうが、1日何十台通るといような実態ではありません。特に、夏場になりますと、観光客が迂回道路として、まだそんなに知れていないと思うんですが、時々そういう車に遭うということもございませうが、そういう車の通行について、この規定で何ら制限を加えているものではありません。そういう車は市長の許可をとらなきゃ通ってはいかんというようなことの規定には、そういう規定はどこにも設けていないという見解に立っております。

それから、第5条の5項、1カ月以上にわたり云々というところと第4条の部分でそごが

あるのではないかと、こういうことでありますが、森林施業地域にはご案内のように、送電線がどこでも多くあります。送電線が切れるというような事態も起きているわけですが、そのような工事についてどうするのかというようなこともあるわけですね。そういうものを使ってやっちゃんかんとというような制限を加えようというものではありません。ですから、それらのものは大変長きにわたるとのことよりも、補修ということですので、せいぜい1カ月以内で済むことであろうと。これらは、直接的には森林の保全とは関係のない電気の送電というような形の仕事になりますので、それらのものが長期にわたるときには、長期にわたらないように工期を分けてやってもらうとか、森林のほかの振興のためにその道を使うときと工事が長期にわたってぶつからないように調整をしていただくというような見解で6条を設けたものであります。ですから、6条については、4条で規定をしておりますようなものは除外した、それ以外の使用ということ想定したものでありますので、伊藤議員が言われるようなバッティングをしていないという考えで設けたものであります。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 林業について、トン数は確かに制限していないんです。ところが、制限していないのに何で私が質問したかということ、9条の4項で、4トンを超える車両で運搬する行為は禁止行為になっている、しちゃんかんと。その根拠として、4トン以上の車だと林道を壊すからだ。道路を壊すからだめだよという説明をなされたので、4トン以上の車は林業でも使いますよと。

先ほどまた答弁の中に、副市長に10トン車で、12トン車の林業の車が来ても壊れないような道路をつくってくれというようなことがありまして、これはしっかりつくっていただければ、今度は4トン車で、10トン車が道路を壊さないということになれば、ここで何ゆえに土砂、残土、廃棄物等と禁止する根拠がですよ。4トン以上の車だと道路を破損するという根拠、説明だったから、林業の車でも道路を壊しますよと、そこと整合しないんじゃないですかという質問したわけです。そうしたら、林業がよく使うことは承知しておると言いますから、それではやっぱりそれは道路を壊すんじゃないか。それで、道路を壊しても林業じゃいいよというのであれば、9条4項の4トン車以上を運搬する行為は禁止する理由がね、別の理由が必要になるわけです。道路を壊す理由ということじゃおかしくなるということですよ。

それから、11条で、市長が施設の設置、道路の改良等やっていいよと。僕は現状あるものを市長が実際上許可しないとか、だめだということは僕はできないと思うんだよね、現状

あるものについてはね。その現状あるものについては、4条の4項の、11条の規定により市長の許可を得て設置した工作物、施設等の所有者またはその利用者が利用するときは許可は要らんよと、自由に使っていいよと、こういうことになっているわけだよね。そうすると、ここで林業振興及び森林の保全目的以外と書いてあるけれども、今あるところは林業の振興以外なんですよ。それで、1カ月以上の長期にわたり使用することが認められるときは、ここは使用を許可しないになっている。これは、そうするとおかしいわけですよ。つまり、11条で市長の許可を受けた林道振興及び森林の保全目的以外の事業所がここにあればね、11条で許可を受けて。そのものは4条の4項で許可を受けずに使用していいというふうになっているわけだから、整理がつかんわけですよ。

先ほど言いましたように、裁判云々はいいいんだけれども、実際に例えば今日の質問でしたっけかね、何か産業廃棄物の中間処理施設計画云々の何か話がありまして、昨日。何か4トン車か10トン車がいっぱい通るとかという話になって、それは何か了承されたというような話がね。了承という言葉じゃないのか、承認ですか。承認されたというような話が出ているんですけども、ここで例えば承認されたものを後追い条例でだめだよと、後からつくった条例がだめだよと、そういうことができるものなのかどうなのかということでは、それはちょっとおかしな話になるんじゃないかなと。

先ほど言いましたように、現状は県知事が許可を出してありませんから営業ができませんからいいんですけども、だから、県知事が営業を許可するケースもある、許可しないケースもある。営業を許可したときに、これは条例で営業できないよということができるのかどうなのかということですよ、その点について。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 11条は、林道または林道に接続する土地において、施設等の設置または道路の開設もしくは改良、または形質変更を行う場合は市長の許可を受けなきゃならないと、こういうことですから、ここの施設等というのは一般の意味での施設をいっているのではありませんで、第8条の占用のところのですね。第8条のところをご覧ください。「林道に、次に掲げる工作物、物件又は施設（以下、これを施設という。）」ということですから、1から6にそれらのものは規定がされているわけです。これ以外のものは、ここでいっているところの施設等に当たらないという理解をしていただきたいと思います。そういう理解をしていただければ、この11条と先ほど言った4条、あるいは5条との整合性というのはきっちり図られているんだと、こういうご理解をいただきたいと思います。

それから、土地利用委員会で10トン車の許可をしたのではないかと。土地利用委員会というのは、条例じゃないんです。俗な言い方をすれば、当局の権限で当局が勝手にやったと、そういう内容ですから、それはきっちり条例をつくって、勝手なことをしないように、市民の意思に従ってもらうようにこの条例をつくるんだと。10トン車通っていいなんていう、当局の承認がおかしいんじゃないかと。それはこの条例に照らしてもおかしいんだと、こういうぐあいに言えるようにしようというのがこの条例です。ご理解していただけでしょうか。

土地利用委員会というのは、法律に基づいた判断じゃないんです。当局が当局の権限でいいでしょうと言っているだけの話で、条例や法令に基づいて、ようございますという許可を出したのではない。ですから、昨日は、そういう勝手な承認を出すこと自身が問題だという指摘をしたんです。

もう一つ何か、ちょっと忘れてしまいました……

〔「4トン車以上はね」と呼ぶ者あり〕

1番（沢登英信君） あ、4トン車以上というのは、現在の林道そのものが11トン車以上自身は、つくったときからですよ。当局だって11トン以上のものは持ってきちゃ、それはだめだよと、こういう規制はしたわけですね。これは、考えはとったわけです。しかし、これは林業のための道路ですから、林業の施業にそれは使えないということではあってはいけませんので、そうはいつでも、それは使ってくださいということになるわけです。それは、何らかの一定の措置をとっていただければ、1回通ってだめになるというようなものではないでしょうから、通行の時間帯とか、そういうものを規制していただければ利用は可能であろうと。しかし、もう毎日何十台もの10トン車以上のものがそこを使うというようなことは全く道を壊してしまうので、そういうものはだめですよ。しかも、林道というのは、森林そのものを振興するための道ですから、それが、産廃というのは森林の枯損といいますか、燃した煙によって森林が枯れてしまうというような、相反する事態がそこで生じているわけですから、そういうものは一定の制限をさせていただきますよと、こういう考え方になるわけです。

ですから、林業の振興に伴って、ただ重量だけのところで考えますと、ご指摘のとおりで、ごもっともですというご返事をしなければならぬとは思いますが、しかし、これは森林のための道路ですから、そういうものについては一定の整備をしていただくということを想定しながら、壊れないように林業のためには使っていただく。しかし、道路も壊し、目的としている森林の枯損や自然災害を引き起こすというようなものについては、やはり一定の制限をさせていただきますというのは妥当ではないかと思うわけです。

以上でございます。

議長（増田 清君） 3番、3回目です。

3番（伊藤英雄君） 無理が通れば道理が引っ込むと。副市長が勝手にやったということなんですけれども、下田市土地利用対策委員会の中で承認というのは、これはやっぱりね。僕は根拠となるものを知らないんだけど、これはやっぱり根拠があって、申請が出て、そして承認がなされたんだらうと。これは、勝手におれが承認したいから承認するんだとかって、副市長の任意にやりたいからやったということではなく、それは勝手にやったんじゃないくて、やはり根拠を持った行為だらう。

それは、あなたが結果についていえば、気に入る、気に入らない、納得いく、納得いかないということとは当然ございましょうが、勝手にやったということではなくて、それは根拠に基づいて正当な行政行為として、労働行為の中でやったんだらうと。私が言うのは、ノウギョウでやったとかなんとかと、そういう私的行為でなくやったものだというふうには思いませんがね。

だから、沢登議員もお認めになったけれども、4トン車を超える土砂、残土、廃棄物は……

会議時間の延長

議長（増田 清君） ここで時間延長します。

3番（伊藤英雄君） ここがいかにもねらい撃ちになっているわけです。さっき言ったように、4トンを超えるものはだめだという根拠がなくなっちゃったわけですよ。要するに、林業であればいいという話になったから、4トンを超えるものが道路を壊す云々というのでは理由にならないわけですよ。だから、別な正当な理由があれば、このところはあってしかるべきかなと。

11条のところはわかりました。6条のものを前提にしておるということであれば、それはそれで整合性がとれているのだと思います。ただ、現状ある事業所、それから今回何か承認がされた事業所、これらの車が全く通れない。つまり、林道振興及び森林の保全目的外に1カ月以上にわたり、長期にわたり使用することが認められる。これはもう軽トラだってだめですからね、ここの部分でいけば全くできない。こういうことを現実的にしていいものなのかどうか。

それから、実際にこれに違反する車が来たときに、ゲート等をつくるといったけれども、ゲートを全部、設置したら車は全く通れなくなるから、ここを歩いていい車があるわけだから、そのゲートに人が張りついていなきゃならん。張りつく人は市役所職員か、市役所が雇った臨時職員もしくは委託したところしかないわけだね。それは、実際には非常に担保することがね、実際にこの違反車両を通さないという行為そのものはできないんじゃないかと思えます。

議長（増田 清君） いいですか。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 11条の点をご理解いただいて、ありがとうございます。

それから、重量制限は根拠にならないじゃないかと、こういうご指摘でございますが、それはやっぱり根拠になると思います。先ほど言いましたように、実際にこの地区で林業を今施業しています方は、そんな11トン車を持ってきてやっているなんていう実態はないんです。大きくても2トン車ぐらいの、軽トラあるいはその上級なものを持ってきて、苗を植えたり下刈りをしているというのがその実態です。11トン車を持ってくるなんていうことはありません。そして、大量に木材を出すというような場合には、単に車がそこに必要ではないんです。切り出して、ちゃんと大きな材をロープ等で、ロープのロープウエーというんでしょうか、そういうもので一定の集積場に持ってくるというような措置でやるわけです。年がら柄年中11トン車がそこまで全部通って行って、材木を拾っていくなんていうようなことは、実態としてはあり得ないわけです。集積場をつくって、そこに持ち込んで、そこに大型車を入れて、運び出すという作業をするわけですから、林業において11トン車が年がら年中ヒノキ沢林道を通るんだと、こんなことは想定できないんです。ある集積場をつくって、そこまで持ちに行くということはあると。ですから、そういうことでいえば、11トン車の車でこの林道を壊して、使えなくしてしまうというようなことの想定というのは、まず可能性がないと、こう言っているかと思えます。

しかし、産廃車は、ある意味では365日、24時間いつでも通るといような、こういう状態が一時期生まれてきているわけですから、そういうものについては一定の規制をさせていただくと、当然のことだと、こういう論理に立っているわけです。したがって、4トン、5トン以上のものは、今の構造からいって道が壊れてしまうという現状があるわけですから、それは当然こういう林業に反する車が365日、24時間通るといようなことについては一定の制限をさせてください、しましようというのは当然の措置であると。

したがって、林業の11トン車はいいけれども、産廃の11トン車はだめだというような規制になっているんじゃないかというような言い方でありますけれども、実際の作業の現実からいえば、そういう実態になっておりますので、そういう重量制限、伊藤さんが指摘するような実態が実態ではないと、こうお答えをさせていただきたいと思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございますか。

7番。

7番（田坂富代君） 伊藤議員と増田議員のご指摘の中で、いろいろなことがわかったわけですが、どうも議論を聞いておりますと、林道の管理条例は間違いなく業者の乗り入れを禁止するという、そういう意識を持っておつくりになられたということがはっきりしたわけでございますけれども、この参考条例とされた4つの条例ですけれども、こちらの条例は、やはり産廃を意識した条例なのかということをお伺いします。

それから、あともう1点ですね。私も気になっていたのが、果たして市で管理ができるのかということ、やっぱり気になったところでございます。その管理のことを伊藤議員との議論の中で、市の職員が年中やるわけではなくて、すぐ裁判になるというご発言があったものですから、そのあたりをお伺いしたいと思いますが、裁判になったときに、業者の乗り入れを禁止するというような格好で組み立てをしたために敗訴した例があるということ、これは平成11年9月に小林議員が一般質問をされている中で、その当時、当局がお答えしているわけなんです、そのあたりの見解をどういうふうにお持ちなのかということ。やはり、今までこれだけのものをおつくりになると思って研究されてきたわけですから、きっと全国の裁判の様子なんかもおわかりだと思いますので、そのあたりのことをわかるようでしたらお答えいただければと思います。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 先ほど伊藤さんのやつで1つ答えられなかったものですから、先にそちらをお答えしたいと思います、土地利用委員会は要綱でございます。土地利用委員会要綱というものをつくって、それを基準にして審議をしているということでございますので、行政の一端のものであるということはお指摘のとおりですが、条例ではございませんので、住民全体が納得したものではないと、こういうことでございます。ですから、俗に言えば、当局が勝手にやった結論だと、こういうことになるんだと、副市長がですね、市長も判こ押ししていますので、念のために議事録に。

ここに掲げました市原市は千葉ですね、日向は九州のほうですか、南丹市は美山町といい

ましたが、これは京都のほうの町で、合併して南丹市になった自治体があります。本山町は、九州は福岡だったですかね　　の町であります。

平成7年から10年ぐらいにかけて、各地で林道を利用した産廃が開発されるというような事態が起きました。そして、これらのところはすべて、掲げました4つのところは裁判闘争を行っています。それで、勝訴しています。これらの内容は、ほとんど通行の差しとめ、あるいは開発の禁止というようなことを自治体のほうで裁判所に訴えて、勝訴しているという事例であります。

そして、それらの経験のもとにしたのが当時の林道管理規則ないしは条例であります。こういう状態が出てくる中で、国も県も、このままほっておけないということで国のひな型をつかって、平成7年当時からだったと思いますけれども、条例化をしなさい、条例をつくりなさいと、こういう指導をしてきているところだというのが現状であります。

逆に、負けたところもあるじゃないかというのはご指摘のとおりでございますけれども、その負けたところの内容というのは、産廃のみを規制をすると、こういう観点で、林業本来の振興を図るという観点よりも、産廃が被害を与えているからそれを規制するんだと、こういう観点で裁判をし、争ったところというのは負けたケースが多いです。ですから、一つの林業というのは、林業施業計画というような形で国が計画をつくり、県が計画をつくり、その指示に基づいて各町村でどういう山づくりをしていくかということを決めているわけですね。そういうものの施設の一つとして林道があるんですから、そういうものをきちり守るんだという観点でつくったケースの条例あるいは規則のところは勝訴しているという、簡単に言ってしまうとこういう事例になっていようかと思えます。細かな記録については、今手持ちのものがございますので、後ほどコピーをするなりしてお分けをしたいと思えますけれども、大まかにいって、そういうぐあいに言えると思えます。

それから、この条例を本当に市の職員ができるのかという、こういう観点でありますけれども、かつての大変なときには、職員は2日間ぐらい24時間、夜中に詰めて交通量調査をしなければならない、こんな事態も起きたわけですね。しかし、それらのものも、このきちりした条例があれば非常にむしろやりやすくなると、ゲート等もつくれるんですよということが書いてあるわけですから、この条例に従って、2トン車やちっちゃい軽は通ることができ、半分ゲートをつくるなんていうことができるわけで、大型車は通れなくする措置ができるかと思えますし、むしろこの条例があることによって管理はより一層スムーズになるというぐあいに提案者としてはご説明させていただきたいと思えます。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 沢登さんの熱いお気持ちは大変よくわかります。私のほうも、産廃は決して容認したわけではありませんし、できれば許可がおりないという方向でいけばいいと思っていますから、そのあたりのお気持ちは一緒なんですけれども、今の説明を聞く中では、やはり少し無理があるのかなという気もします。もう少し私も研究しながら、まだ数日、委員会付託されることもありましようから、考えたいと思います。

結構です。終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。長い間、ご苦労さまでした。

ただいま議題となっております発議第1号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議は午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、この後、各派代表者会議を第1委員会室で4時20分から開催いたしますので、代表者の方はご参集のほどよろしく願います。

ご苦労さまでした。

午後 4時10分散会